

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【事業年度】	第11期（自2022年1月1日至2022年12月31日）
【会社名】	AppBank株式会社
【英訳名】	AppBank Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 村井 智建
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目8番5号
【電話番号】	03-6302-0561
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長CFO 白石 充三
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目8番5号
【電話番号】	03-6302-0561
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長CFO 白石 充三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,423,230	1,323,302	547,483	342,110	388,695
経常損失( ) (千円)	216,315	56,434	138,036	194,698	280,170
親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (千円)	250,034	70,659	177,581	186,246	288,898
包括利益 (千円)	277,481	74,760	178,102	186,246	288,898
純資産 (千円)	686,267	700,670	519,521	334,877	149,585
総資産 (千円)	1,197,217	1,081,128	604,291	414,586	276,741
1株当たり純資産 (円)	88.60	87.86	65.20	41.47	16.74
1株当たり当期純損失( ) (円)	36.05	9.08	22.63	23.73	35.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.1	63.8	84.7	78.5	51.1
自己資本利益率 (%)	38.8	10.4	29.6	44.5	123.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	170,046	850	171,918	194,412	216,420
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	103,560	23,420	84,697	18,889	4,989
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	156,465	72,895	130,341	16,525	101,826
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	954,867	859,401	472,444	242,618	123,034
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	69 〔24〕	46 〔25〕	25 〔6〕	30 〔7〕	33 〔22〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期から第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第7期から第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	537,949	403,078	288,385	282,413	291,623
経常損失( ) (千円)	136,134	61,253	139,882	170,235	179,556
当期純損失( ) (千円)	201,944	82,714	166,096	162,562	182,752
資本金 (千円)	243,299	287,298	287,298	100,000	152,449
発行済株式総数 (株)	7,599,900	7,862,500	7,862,500	7,862,500	8,462,500
純資産 (千円)	681,565	688,014	519,303	358,343	279,197
総資産 (千円)	1,015,353	881,598	577,045	407,017	342,126
1株当たり純資産 (円)	88.62	86.34	65.17	44.46	32.08
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失( ) (円)	29.12	10.63	21.16	20.71	22.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	66.2	76.9	88.6	85.7	79.2
自己資本利益率 (%)	32.6	12.3	27.9	37.8	59.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	45 〔9〕	26 〔8〕	25 〔6〕	30 〔7〕	33 〔22〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	49.41 (84.03)	62.94 (99.25)	32.35 (106.58)	27.84 (120.16)	25.49 (117.22)
最高株価 (円)	1,385	516	383	309	241
最低株価 (円)	223	237	120	136	119

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期から第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第7期から第11期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は、2012年1月にメディアサイト「AppBank.net」の運営を目的とする会社として設立されておりますが、「AppBank.net」は、創業以来の事業推進者である代表取締役社長CEO村井智建、宮下泰明の両氏が、株式会社ガイアックス、株式会社GT-Agency（当時、株式会社ガイアックスの子会社）に在籍していた際に創出したサイトであります。

「AppBank.net」は、2008年7月に日本で初めてiPhone 3Gが発売された際に、その将来性に着目した宮下泰明氏により、iPhoneアプリケーションの情報サービスを提供するブログ型サイトとしてリリースされました。その後、株式会社GT-Agencyの代表取締役を務めていた村井智建のもと、iPhone関連の情報・サービス等を紹介するメディアとして認知されるようになりました。

株式会社GT-Agencyは、メディア事業の更なる拡大・成長を実現するため、2011年12月に新設分割を実施し、当社はその新設分割会社より「AppBank.net」を含むメディア事業を譲り受けて2012年1月より事業を展開しております。

株式会社GT-Agencyは、2021年1月に対象会社の全株式を取得し、2021年4月に吸収合併をしております。

設立以降の企業集団に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
2012年1月	神奈川県鎌倉市にAppBank株式会社を設立
2012年2月	株式会社ゼペットの全株式を取得し、AppBank Games株式会社に社名変更
2012年7月	本社を東京都新宿区に移転
2013年6月	「AppBank Store」Eコマース（インターネット通販）サイトオープン
2013年8月	「AppBank Store新宿」オープン
2013年10月	東京都新宿区にAppBank Store株式会社を新設分割により設立
2014年8月	東京都新宿区にスタジオむらい株式会社を新設分割により設立
2014年9月	本社移転（東京都新宿区内）
2015年2月	東京都新宿区にapprime株式会社を新設分割により設立
2015年5月	apprime株式会社にAppBank Games株式会社を吸収合併
2015年10月	東京証券取引所マザーズに上場
2016年1月	スタジオむらい株式会社を吸収合併
2017年10月	本社移転（東京都新宿区内）
2018年2月	株式会社apprimeを吸収合併
2020年3月	株式会社AppBank Store全株式を譲渡
2020年5月	本社移転（東京都千代田区）
2020年5月	東京都千代田区にテーマ株式会社を設立（現連結子会社）
2020年5月	3bitter株式会社全株式を取得（現連結子会社）
2021年1月	株式会社GT-Agency全株式を取得
2021年4月	株式会社GT-Agencyを吸収合併
2021年9月	原宿竹下通り内に和カフェ「原宿竹下通り友竹庵」オープン
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年5月	本社移転（東京都新宿区）
2021年7月	原宿竹下通り内にIPコラボレーション拠点「原宿friend」オープン
2023年4月	テーマ株式会社を吸収合併

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されており、『You are my friend!』の経営理念のもと、当社グループのメディアサイト等を訪れるユーザーやサービスを購入いただく顧客との関係を最も大切に考え、事業を運営しております。当社グループはコンテンツ発信企業として、自分たち自身が、新しい物事を知り、又は体験する中で、心から楽しんだり、感動したりした事象をコンテンツ化し、インターネットを通じて発信しております。そのコンテンツに触れたユーザーの共感を獲得し、また、一緒に楽しんでもらうこと、そのつながりを広め、深耕する中で、当社グループも成長していくという考えを大切にしております。

スマートフォンの登場により、インターネット産業はこれまで以上に変化のスピードを速めています。非連続的な変化や、はやりすたりが激しい世界だからこそ、当社とユーザー並びに顧客との強い関係性を軸に事業を運営していくことが重要であると考えております。

当社グループの事業は、「メディア事業」「ストア事業」「DXソリューション事業」の3つのセグメントに分かれております。

「メディア事業」では、ゲームやアプリ・ガジェット等の総合情報サイト「AppBank.net」や各種スマートフォンアプリ及び「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルの運営を行っております。

「ストア事業」では、スマホアプリ「HARAJUKU」、原宿竹下通り内の自社店舗「原宿竹下通り友竹庵」及び「原宿friend」を軸に、他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーションを展開しております。

「DXソリューション事業」では、独自設計による位置情報テクノロジー“BLE Beacon”を用いて、リアルな場所とコンテンツを結びつける物販DXサービスとして、主にイベント・ライブ向けに会場限定のデジタル物販ソリューションを提供しております。また、「ストア事業」に対してアプリやデジタル物販ソリューションの提供を行う等、自社グループ向けのシステム開発及びサービス提供も行っております。

このように、メディア事業として培ってきた企画力・発信力並びに自社内でのシステム開発力を強みとして、グループ全体におけるシナジー効果を促進していくビジネスモデルが、当社グループの特徴です。各々の主な内容は以下のとおりです。

#### (1) メディア事業

メディア事業は、主に「BtoB事業」「広告プラットフォーム事業」「アプリ事業」「動画サービス事業」の4つの分野に分かれており、その主な内容は以下のとおりです。

##### BtoB事業

BtoB事業は、スマートフォン関連の総合情報サイトである「AppBank.net」の運営を中核とし、「AppBank.net」等の自社運営メディア内に広告を掲載することで、広告収益を獲得しております。

「AppBank.net」では、主にスマートフォンアプリの紹介やゲームの攻略情報を中心として、最先端のITテクノロジーやガジェットに関する情報やカジュアルフード情報等まで、スマートフォンを使う皆さまのライフスタイルを充実させる様々な情報を配信しております。複数のライターが記事を執筆しており、海外からの情報もいち早くご紹介しております。情報を端的に伝える記事だけでなく、ゲームをライター自身が楽しんでいる様子にフォーカスした日記記事や、ゲームを徹底的にプレイした上でその遊び方を伝える攻略記事、実際にライターが新商品や飲食店にて実食した体験記事等、読者の共感性を意識したエンターテインメント性のある記事を中心に配信しております。また、当連結会計年度におきましても、積極的に新しい記事カテゴリの制作を進めております。

##### 広告プラットフォーム事業

広告プラットフォーム事業は、主に、アドネットワーク（広告媒体としてのアプリを複数集めてネットワーク化し、それらのアプリ内に広告配信を行うサービス）といわれる仕組みを運営することにより、広告収益を獲得しております。

アドネットワークを提供する事業者は、複数のアプリを束ねてネットワーク化することで、「多種多様なアプリに配信できる」、「配信ボリュームを多く獲得することができる」等といったメリットを広告主へ提供できるようになります。また、アドネットワークに参加するアプリ開発者は、自分たちで広告主を獲得する必要がなく、広告配信を受けることが可能となります。

当社グループが提供する「AppBank Network」は、当社独自のアドネットワークであり、アプリ開発者は「AppBank Network」へ参加し、その仕組みを自身が開発したアプリに組み込むことで、アプリ内に株式会社ファンコミュニケーションズが提供するアドネットワーク「nend」に参加する広告主の広告を表示させることができるようになっております。なお、「AppBank Network」は今後の大きな成長が見込めないと判断し、社内リソース配分の最適化を図るために、2022年12月末をもってサービス終了しております。

「AppBank Network」は、株式会社ファンコミュニケーションズが提供している「nend」システムを利用したアドネットワークです。

#### アプリ事業

アプリ事業では、ゲームの「面白さ」や「楽しみ方」をユーザーに提供するアプリ（ゲーム攻略アプリ等）を当社グループにおいて開発・運用しております。ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社が提供している「パズル&ドラゴンズ」の攻略アプリ「パズドラ究極攻略データベース」や、株式会社ミクシィが提供している「モンスターストライク」の攻略アプリ「モンスター攻略アプリ」等のスマートフォンゲームの攻略情報アプリを中核として、目的を共有するユーザーの集合体（コミュニティ）を形成し、アクセス数やPV数を創出することによって、ディスプレイ広告やタイアップ広告等の広告収益を獲得しております。

#### 動画サービス事業

動画サービス事業では、Google LLCが運営する「YouTube」及び株式会社ドワンゴが運営する「ニコニコ」、TikTok Ltd.が運営する「TikTok」等の動画プラットフォームにおいて、自社制作による動画コンテンツの提供を行っております。「パズル&ドラゴンズ」のゲームプレイ動画や一問一答形式のショート動画等、様々な動画コンテンツを独自に制作し、提供・配信することによって、視聴者となるユーザーを集積しております。YouTubeで運営する「マックスむらいチャンネル」からは主に動画の視聴回数や時間を増加させることにより広告収入を獲得し、また、ニコニコからは「マックスむらい部」チャンネルの有料会員収入に係る収益を獲得しております。

「マックスむらい」に代表される演者（動画コンテンツ等に出演する者）やクリエイターをネットワーク化し、更に、YouTube及びニコニコをはじめとした動画プラットフォーム事業者と最適な関係構築を図ることで、事業スキームの構築と、「マックスむらい」をはじめとする当社グループのコンテンツや著作権の使用等に関するライツマネジメント、広告ビジネス等を複合的に収益化することに注力しております。また、動画サービス事業で培ったノウハウを活用し、自社制作によるタイアップ動画広告やイベント出演のキャスティング等の商品販売を企業向けに展開しております。

#### (2) ストア事業

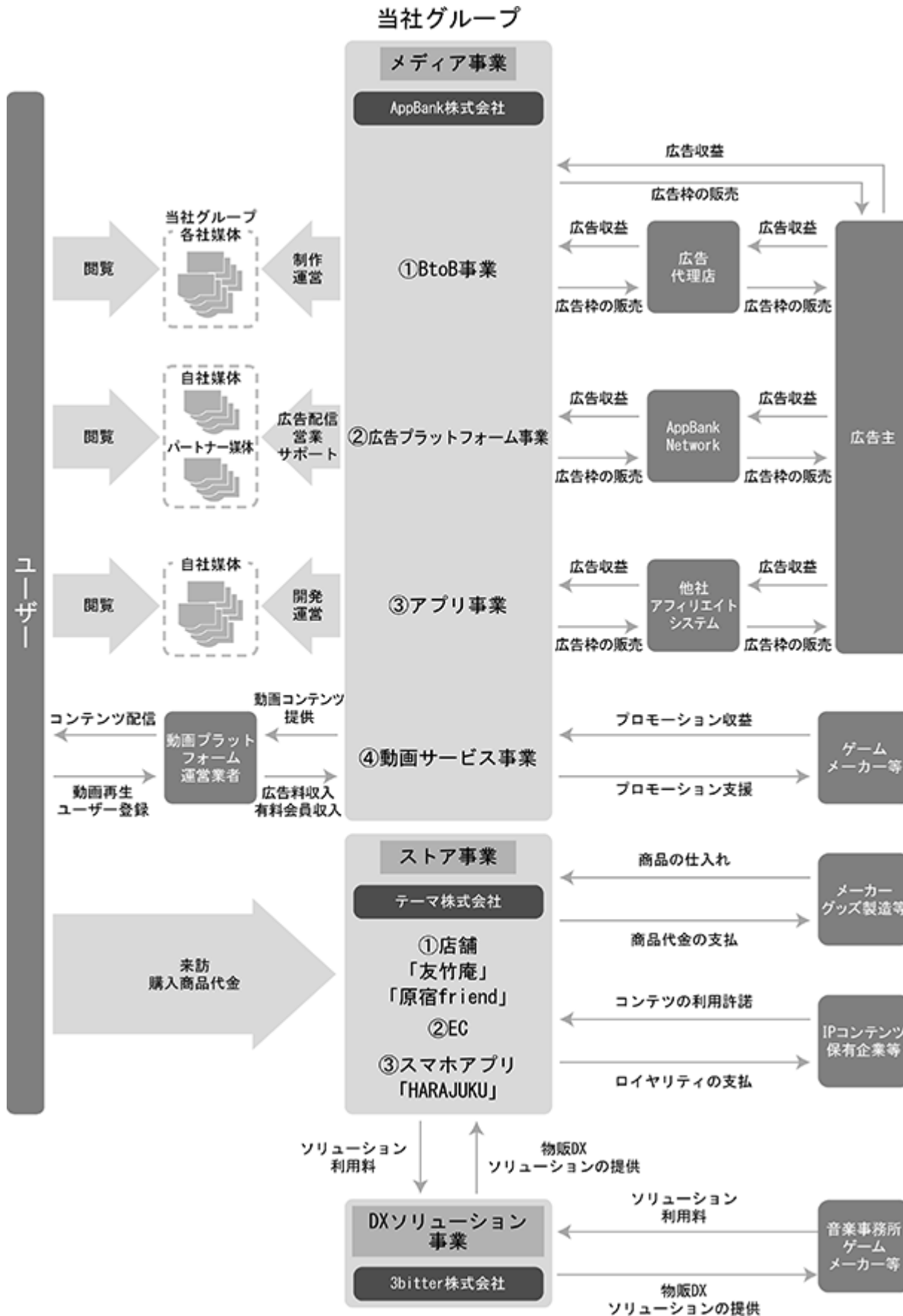
ストア事業におきましては、連結子会社のテーマ株式会社を運営母体として、コンテンツ・IPとのコラボレーションを軸とした物販事業を行っております。主に、IPコラボレーション期間に当社が運営する和カフェ「原宿竹下通り友竹庵」に来店する顧客に、コラボレーションスイーツやドリンク類の提供を行うと同時に、スマホアプリ「HARAJUKU」やIPコラボレーション拠点「原宿friend」等において、限定グッズがもらえるエリア限定オンラインくじや限定グッズの販売を行うことで、商品販売収益を獲得しております。

#### (3) DXソリューション事業

DXソリューション事業におきましては、連結子会社の3bitter株式会社を運営母体として、位置情報テクノロジーを用いたイベント・ライブ物販のDXサービス「SWAMP」を提供しております。主に有名アーティストの全国ツアーやロックフェスティバル等のライブ向けにサービスを提供しております。また、「ストア事業」におけるIPコラボレーション事業向けに、アプリやデジタルくじ等のシステムを提供しております。

## [事業系統図]

当社グループの系統図を示すと次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

2022年12月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
3bitter株式会社	東京都 新宿区	3,330	アプリと場所をつな ぐサービス 『SWAMP』の提供、 ビーコンの製造及び 販売、リアル連動型 アプリ・マーケティ ング施策のコンサル ティング	所有100.0	役員の兼任 3名
テーマ株式会社	東京都 新宿区	5,000	ブランド開発・マー ケティング支援	所有100.0	役員の兼任 3名



## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア事業及びDXソリューション事業	25名(13名)	4名増 (9名増)
ストア事業	1名(8名)	1名減 (6名増)
全社(共通)	7名(1名)	- (-)
合計	33名(22名)	3名増 (15名増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員は、契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 「メディア事業」及び「DXソリューション事業」の従業員数につきましては、両事業に係わる同一の従業員が存在しセグメント別の把握が困難なため、一括して記載しております。
4. 前連結会計年度末に比べ従業員が増加した要因は、事業拡大のため人材採用を積極的に行ったためであります。
5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

## (2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
33名(22名)	3名増(15名増)	27.9歳	1.70年	4,226千円

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員は、契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社はメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針等

##### 経営方針

インターネット産業はスマートフォンの登場により、これまで以上に変化のスピードを速めています。このような最先端の情報と技術が集まる環境下で、当社グループは『You are my friend!』の経営理念のもとに、非連続的な変化や、はやりすたりが激しい世界において、当社グループとユーザー並びに顧客との強い関係性を軸に事業を運営してまいります。

##### 事業アプローチ

当社グループ企業である3bitter株式会社と連携し、「HARAJUKU」アプリの提供を始めとする多くのシステム開発を進めております。2022年9月には、遠方での居住や新型コロナウイルス感染症対策等の理由で、コラボレーション実施地域に訪れないユーザーのために、全世界どこからでもアクセス可能なオンラインくじサービス「WebROLL」におけるオンラインくじ販売も開始する等、サービスの拡充を行っております。

このように、新たなコラボレーションの積極展開とシステム面の強化を通じて、多くのユーザーに魅力的な商品を販売することで、収益拡大を目指してまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、営業利益の早期黒字化のために、まずメディア事業において、低迷している売上高の拡大を図っておりますが、将来的には、売上高に対して高利益率を確保する収益構造を作ることを目指しております。併せて、ストア事業及びDXソリューション事業において、メディア事業から派生・連動する形で物販事業を行うことで、事業の立ち上げリスク及び集客コストの低減を図りつつ、売上高の拡大を目指しております。

これらの施策によって、グループ全体での売上高と営業利益の両面での成長実現を達成していく方針ですが、中長期での安定的な成長を実現するために、当社グループとして、「脱マックスむらい」を中期的な目標として掲げております。これは、近年における当社グループの成長と低迷が、良くも悪くも代表取締役社長CEOである村井智建（マックスむらい）個人に依存する部分が大きかったと考えているためです。上場企業として中長期で成長を続け、株主の皆さまの期待にお応えしていくためには、組織力の向上並びに新たなビジネスモデルの確立が必要であると考えております。そのためにも、今後、村井智建に依存しない事業構造の確立を目指してまいります。

##### メディア事業

メディア事業は主に、スマートフォン関連の総合情報サイトである「AppBank.net」の運営を中核とし、「AppBank.net」等のメディア内に広告を掲載することで、広告収益を獲得しております。メディア運営における具体的な経営戦略については、以下のとおりです。

#### (a) 新たなメディアコンテンツの積極展開

「AppBank.net」では、従来のゲーム攻略記事を運営の軸におきつつ、「テクノロジー・ガジェット（最先端のITテクノロジー・ガジェットに関するニュース）」、「YouTuberNEWS（YouTuberに関するニュース記事）」、「カジュアルフード（例：最新コンビニ・ファストフード新商品ニュース・先行レビューまとめ）」等のユーザーの皆さまが強い関心を持つと想定される周辺のジャンルを積極的に取り扱う方針としております。また、当連結会計年度より、PV数及び広告収益の拡大を目的として、外部ニュースメディアへの記事配信にも注力しております。

「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルでは、スマートフォンゲームのプレイ動画等に加え、様々な企画動画シリーズ、一問一答形式の動画等のショート動画シリーズの提供を開始しております。ショート動画シリーズについては、従来のYouTubeだけに留まらず、TikTok Ltd. が提供している動画配信プラットフォーム「TikTok」への配信も開始しております。このように、メディアサイト並びに動画チャンネルにおいて新たなジャンルのコンテンツを提供することで、ユーザーニーズの様々な角度からの深掘りを試みております。

## (b) システム面の補強

メディア事業部とシステム部が連携して、運営メディア及びアプリのシステム改善を行うことで、ユーザー利便性の向上を継続的に図っております。当連結会計年度においては、主にSEO対策等の各種集客施策の強化並びに広告配信の最適化等を図り、PV数の増加や広告単価の高水準での維持という点で一定の成果を確認いたしました。

このような新たなメディアコンテンツの積極展開とシステム面の強化を通じて、運営メディアのPV数と広告単価の成長を図ることで、収益拡大を目指してまいります。

### ストア事業

ストア事業は、コンテンツ・IPとのコラボレーションを軸とした物販事業を行っており、主に和カフェ「原宿竹下通り友竹庵」に来店する顧客に対するコラボレーションスイーツ等の提供及びスマホアプリ「HARAJUKU」やIPコラボレーション拠点「原宿friend」等におけるエリア限定オンラインくじや限定グッズの販売等により、商品販売収益を獲得しております。ストア事業における具体的な経営戦略については、以下のとおりです。

## (a) 積極的なコラボレーションの実施

当連結会計年度において、近年非常に盛り上がりを見せる「推し活」市場での収益拡大を目指し、主に自社店舗や自社店舗が出店している商店街を舞台にしたIP・コンテンツコラボレーション事業の立ち上げに注力してまいりました。2022年4月下旬の第1号案件を皮切りに、アニメ、アイドル、ゲーム、キャラクター等、様々なIPとのコラボレーションを実施いたしました。案件の実施に伴い、グッズ製造、集客、運営等、多くの面で社内にノウハウを蓄積しております。

営業活動は順調であり、また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、人流の回復と訪日観光客の増加が期待されることから、今後も多くのファンに愛されるIPとのコラボレーションを多数実施することに加え、コラボレーション実施地域の特性を生かした魅力的なイベントや商品の企画や、コラボレーション実施地域の拡大等も目指してまいります。

## (b) システム面の補強

当社グループ企業である3bitter株式会社と連携し、「HARAJUKU」アプリの提供を始めとする多くのシステム開発を進めております。2022年9月には、遠方での居住や新型コロナウイルス感染症対策等の理由で、コラボレーション実施地域に来訪できないユーザーのために、全世界どこからでもアクセス可能なオンラインくじサービス「Web ROLL」におけるオンラインくじ販売も開始する等、サービスの拡充を行っております。

このように、新たなコラボレーションの積極展開とシステム面の強化を通じて、多くのユーザーに魅力的な商品販売することで、収益拡大を目指してまいります。

### DXソリューション事業

## (a) 営業体制の強化

当連結会計年度において、新型コロナ下における密を作らないイベント・ライブ物販のあり方やこれまでアナログで運営されていた部分のDX化が模索される中で、当社ソリューションの特長が評価され、年間を通じて多くのイベント・ライブにサービスを提供してまいりました。案件の急増に伴い、システム開発や案件ディレクション面で積極的な採用を行いましたが、営業面については組織的な活動が十分にできておりませんでした。そこで、今後は社内リソースに加えて社外パートナー等の協力も得ながら、営業体制の強化を進めてまいります。

## (b) システム面の補強

多くのイベントに対してサービスを提供する中で獲得した知見から、積極的に新機能の開発やサービスの改良を進めてまいりました。2022年9月には、全国アリーナや5万人規模のスタジアムでのコンサート物販で導入・運用されたシステムをベースに新規開発したエリア限定ガチャサービスのスマートフォンアプリ「ROLL」、それをWebへ移植したオンラインガチャサービス「Web ROLL」を正式ローンチしております。

このように、営業の強化とシステム開発を積極的に図ることで、より多くのイベント・ライブに対してサービスを提供することで、収益拡大を目指してまいります。

### 企業価値向上に関する当社の考え

当社グループは、「AppBank.net」のPV数とPV当たり広告単価の成長による売上総利益の継続的な成長及びメ

ディア運営の最適化による営業利益率の改善と、創出された利益の再投資による売上総利益の拡大により、企業価値の拡大を図る方針です。当社グループが経営管理上、重要視しているKPI（Key Performance Indicatorの略称で主要な業績評価指標のこと）は以下のとおりです。

「AppBank.net」のPV数と広告収入のPV単価

期間	PV数 (千回)	PV単価 (円)
2020年12月期	238,871	0.47
2021年12月期	230,460	0.53
2022年12月期	283,606	0.51

- (注) 1. 「PV数」は、「AppBank.net」の年間のPV数になります。  
2. 「PV単価」は、「AppBank.net」の年間広告収入をPV数で割り戻した広告単価となります。

当社グループは、企業価値向上のためには売上高の増加並びに営業利益の早期黒字化が最重要であると考えております。

連結業績の推移（単位：百万円）

期間	売上高		売上総利益		営業損失（ ）	
	全社	メディア事業	全社	メディア事業	全社	メディア事業
2020年12月期	547	288	206	97	136	142
2021年12月期	342	289	67	39	194	172
2022年12月期	388	291	27	20	277	177

- (注) 1. 全社については、当社の連結の「売上高」「売上総利益」「営業損失（ ）」になります。  
2. 「メディア事業」については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げる「セグメント損失（ ）」です。

### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「(2) 経営戦略等」に記載のとおり、売上高の増加と営業利益の早期黒字化を最重視しております。適切なコストコントロールの継続を前提に、メディア事業を中心とした売上高拡大による売上総利益の成長を図ると同時に、事業運営の最適化による営業利益率の改善を図り、早期黒字化を目指してまいります。その上で、各事業の状況や事業環境を鑑み、創出された利益の再投資による売上総利益の拡大を行い、企業価値の拡大を図る方針です。

当社グループが経営管理上、重要視しているKPI (Key Performance Indicatorの略称で主要な業績評価指標のこと) は「AppBank.net」のPV数・PV当たり収益単価です。

### (4) 経営環境

当社グループは、メディア事業、ストア事業、DXソリューション事業が対面する事業環境を以下のように認識しております。

#### 市場規模

メディア事業の対面する市場は、広告業の中のインターネット広告市場と位置づけております。インターネット広告市場は11,008億円(2020年)から13,792億円(2021年)に拡大しております(注)。

当社が事業領域とする国内インターネット広告市場は成長を続け、テレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計の売上規模を上回ると期待されます。また、消費者向け電子商取引(BtoC-EC)市場は、経済産業省による2021年の調査「令和3年度デジタル取引環境整備事業(電子商取引に関する市場調査報告書)」によると、EC化率(全ての商取引市場規模に対するEC市場規模の割合)が前年比0.7ポイント増の8.8%となるなど、商取引の電子化が引き続き進展しています。(注)出所:経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」(2021年12月確報版)

#### ユーザー基盤の拡充

当社グループのユーザー基盤拡大を軸に、収益化機会の最大化と市場創出に取り組む方針です。「AppBank.net」や「マックスむらいチャンネル」等の更なる認知拡大やシステム面の機能向上を通じて、ユーザーに満足度の高いコンテンツを提供していくことを目指しております。

「AppBank.net」においては、従来のユーザーのサイト回遊性を向上させると同時に新たなユーザーの獲得を目指して、カジュアルフードやYouTuberNEWS等の、個人のライフスタイルや趣味に関わるコンテンツの拡充を進めてまいります。

これらメディア事業で獲得したユーザー並びにトラフィックが、ストア事業のユーザー基盤にもつながると考えております。それに加えて、メディア事業で培った広告運用ノウハウを活用したマーケティング施策を実施することで、ストア事業のユーザー基盤の拡充を図ってまいります。

### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの対処すべき課題としましては、主にメディア事業における売上の向上並びに中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

#### 運営メディア強化

当社グループは、「AppBank.net」をはじめとした運営メディア及びアプリを通じ、多様なユーザーの支持を得て、メディアとしての媒体力を強化していくことが業績拡大のためにも重要な課題であると認識しております。当連結会計年度においては、引き続きコンテンツ制作体制の見直しと充実を図り、「AppBank.net」はPV当たり広告収益の向上を達成し、「マックスむらいチャンネル」では今後の視聴回数の成長に向けた新シリーズ等を開始しました。今後も必要不可欠なコンテンツ投資を行うことで、メディアのPV数並びに視聴回数の増加と収益単価の向上を図りつつ、メディア事業の収益を拡大させていく方針です。

#### 人材の確保及び育成

当社グループが主に事業を営んでいるインターネット、スマートフォンに活用にかかわる事業領域は、技術革新が目覚ましいスピードで進み、多種多様なサービスが生まれております。このような中、当社グループの成長の源泉は、成長をけん引する人材であり、優秀な人材の確保は、競合他社に対する優位性を左右する大きな要因となると考えております。このため、ストック・オプションの付与等の積極的なインセンティブプランの整備と

リモートワークの導入等、働き甲斐のある仕事環境の整備によって、優秀な人材の確保と在籍中の人材の継続的な育成を図ってまいります。

#### 「AppBankグループ行動規範」の共有

当社グループは、2016年7月に継続的な企業価値向上に向け「AppBankグループ行動規範」を制定いたしました。当社グループが長年にわたり持続的に競争力や影響力を持ち続け、発展していくため、「AppBankグループ行動規範」を基に、経営理念である『You are my friend!』をグループ全体で共有し、更に高い倫理観と社会的良識の定着に向け一層の理解と浸透に努めてまいります。

#### 継続的な新規事業の創出

当社グループが主に事業を営んでいる事業領域は、製品やサービスの新陳代謝が著しい分野であり、このような環境の中で、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長及び強化を図るだけでなく、様々な新規事業の創出やサービスの立ち上げに取り組み続けることが重要であると認識しております。当社グループにおいては、中長期の競争力確保につながる事業開発を継続的かつ積極的に行うことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

#### 内部管理体制、コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるためには、内部管理体制とコーポレート・ガバナンス機能の強化を通じた経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

まず、内部管理体制に関しては、当社グループの業務における不具合や不正行為等を未然に防止する観点から、相互チェック機能を強化し、内部監査室による定期的なモニタリングも実施しております。

また、法令違反や各種ハラスメント等に対する牽制機能と未然防止の観点から、内部通報窓口を社内と社外にそれぞれ設置するとともに、より一層の倫理観と社会的良識の浸透を目的に「倫理的判断に迷ったときのセルフチェック項目」を設定し自己啓発に努めてまいります。

次に、コーポレート・ガバナンスに関しては、監査等委員会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実を図るとともに、内部監査室、監査法人を含む関係機関の定期的な意見・情報交換を基に透明性と公正性を確保しております。当社グループは、ステークホルダーとも良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げられるよう、迅速な経営の意思決定ができる効率化された組織体制の構築に向けて、更に体制の強化に取り組んでまいります。

#### コーポレートブランド価値の向上

当社グループは、事業の継続的な発展のためには、ユーザーからの信頼を基盤に、ユーザーから支持される事業を展開していくことが不可欠と認識しております。当社グループは、ステークホルダーに対して経営の透明性の向上や健全性の確保を図り、併せて適切な情報開示と、積極的な広報活動等を行うことにより、コーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには下記のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 事業環境等のリスク

#### 市場環境について

現在、当社グループはインターネット関連市場を対面市場としております。当該領域は技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が極めて速く、それらに基づく新機能や新サービスの導入が相次いで行われる変化の激しい市場です。このような環境の中で、当社グループは、データ解析やユーザートレンドの動向調査等、最新技術や最新のマーケティング手法の導入を率先して行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

しかしながら、今後何らかの革新的な技術が開発され、当社グループの対応が遅れた場合や、そのような革新的な技術に対応するために多額のシステム開発費用が追加的に発生する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 他社との競合について

メディア事業においては、現時点で競合他社が多数存在しているほか、参入障壁も高くないことから新規事業者の参入が相次いでおります。新規事業者の参入は、「YouTube」を中心に多くの参入が確認されており、中期的にメディア事業におけるPV数やPV当たり広告単価の減少につながる可能性があります。これにより、競合他社との競争が激化し、他社との比較で優位性を保てなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応として、メディア事業の主幹サービスである「AppBank.net」や「マックスむらいチャンネル」においてコンテンツを拡充してユーザーにとってより面白いメディアとなると同時に、システム投資を継続的に実施してユーザー利便性を向上させ、ユーザー基盤を盤石にすることが、新規事業者に対する競争優位になると考えております。

ストア事業及びDXソリューション事業においては、当社独自のテクノロジー、運営ノウハウにより、競争力のあるサービスを提供できていると考えております。一方で、類似のソリューションを提供する競合他社は存在し、また特にストア事業において、当社は後発企業であると認識しており、今後の協業他社との動向並びに競争の激化により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応として、継続的なシステム開発、企画能力の向上によるサービスのブラッシュアップを図ると同時に、営業体制の強化及びサービスの知名度向上を図ることで、競合他社に対する競争優位を確立してまいります。

#### 感染症等の影響について

新型コロナウイルス感染症の流行等を原因とする国内経済の景気悪化やそれに伴う広告市場の停滞、人流の減少、消費の落ち込みが長期化する場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしましては、従業員や取引先に感染が広がり事業活動を縮小する事態の発生を避けるため、リモートワークの導入を進める等、感染症等が与える事業運営リスクを可能な限り低減しております。

#### スマートフォン向けゲーム市場について

ソーシャルゲームやネイティブアプリを含むスマートフォン向けゲーム市場は、高速データ通信に対応したモバイル端末の普及と、利用者の嗜好の多様化、多くのゲームタイトルの開発リリース等により拡大しており、今後も成長が見込まれております。また、国内市場だけではなく、当面は世界的に市場拡大が続いていくものと見込まれております。しかしながら、予期せぬ法的規制や、ゲーム開発事業者の動向、スマートフォンに代わるプラットフォームの普及減退等により市場全体の成長が損なわれた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制及び法的リスクやレピュテーションリスクについて

当社グループの事業に関連する法令として、「個人情報の保護に関する法律」、「電気通信事業法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「著作権法」、「商標法」、「意匠法」、「不正競争防止法」、「食品衛生法」等が存在しております。

近年インターネット関連事業を規制する法令及び知的財産権に関する法令が整備されてきておりますが、今後、新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社グループの事業が制約を受け、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

a. 著作権の侵害

当社グループのクリエイターが制作する動画や、著作権を保有する動画について、弁護士等の専門家からの助言を得ながらリスクの最小化を図っておりますが、第三者から意図せずに著作権を侵害される可能性や第三者の権利を侵害してしまう可能性があります。このような場合には、当社グループの事業が影響を受ける可能性があります。

b. 動画内容に不適切な内容が入ることによるレピュテーションリスク

当社グループでは、公序良俗違反や他者の権利侵害につながるような動画は公開しないとの方針の徹底に努めておりますが、当社グループの想定外で、事後的に社会的に不適切な評価を受け得る動画等を公開してしまう可能性があります。その結果、当社グループのレピュテーション低下につながることで、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

風評被害について

ソーシャルメディアの普及と情報を半永久的に記録されるというウェブサイトの特性とが相まって、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合には、当社グループのブランド訴求力、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。



## (2) 事業運営に関するリスク

### 新規事業・新規サービスについて

当社グループは、今後も事業規模の拡大と競合他社との差別化、収益源の多様化を実現するために、積極的に新規事業・新規サービスの立ち上げに取り組んでいく方針であります。これにより体制の整備、人材確保、システム投資・広告宣伝費等に係る追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

また、新規事業・新規サービスの立ち上げについては、新規市場の創出や新規参入の分野であることから不確定要素が多く存在する可能性があり、新規事業等の展開が予想どおりに進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 動画チャンネル運営事業における依存について

当社グループにおけるメディア事業においては、「YouTube」及び「ニコニコ動画」等の動画プラットフォームサービスに依存して独自のチャンネルを運営しております。動画プラットフォームサービス運営者において、市場動向の急激な変化や法的規制・緩和等の影響による経営方針の変更、ビジネスモデルの変更が発生した場合、当社グループが想定する収益の見通しに相違が生じる可能性もあることから、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### プラットフォームサービス事業運営者への依存について

当社グループにおけるメディア事業では、Apple Inc.が運営する「App Store」、及びGoogle LLCが運営する「Google Play」といった大手プラットフォームサービス事業運営者のアプリストア上において各社のサービス規約に従いサービスを提供しております。当社グループは、当該プラットフォームサービス事業運営者に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払を行っておりますが、これらの料率の変更が生じた場合や、また、新たな法令等の規制や既存法令等の解釈が変更された場合、事業戦略の転換並びに今後のプラットフォームサービス事業運営者の動向によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 動画コンテンツ等の出演者への依存及びユーザーの嗜好の変化について

当社グループにおけるメディア事業においては、中核メディアサイトである「AppBank.net」及び動画サービス事業における動画コンテンツは当社グループ内で企画制作しております。現在、動画コンテンツや各演者のパフォーマンスに依拠して事業を運営しておりますが、各演者が病気、事故、不祥事等の理由により当社グループの動画コンテンツ等に出演できなくなった場合、また、市場環境の変化や嗜好の変化等でユーザー数が減少することによる売上の減少、販売不振等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### システムトラブルについて

当社グループは、スマートフォン関連におけるサイト運営が主力事業であり、事業の安定的な運用のためにシステム強化及びセキュリティ対策を行うにあたり、2017年1月にISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得いたしました。その後、現状の組織規模や費用対効果を考慮し、前連結会計年度である2020年11月より、ISMSと同水準の運用を担保できることを確認の上で、自社で定めたISMSに準じる規定に則る形で、サーバーの安定稼働を目的とした分散化・定期的バックアップ・稼働状況の監視等を行い、システムトラブルの事前防止又は回避に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不慮の事故により当社グループが管理するコンピューターシステムで障害が発生した場合や、想定を超える急激なアクセス増等の一時的な過負荷やシステム障害によってコンピューターシステムが動作不能に陥った場合、サービスが停止する可能性があります。また、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪やスタッフの過誤等によって、当社グループが提供するコンテンツ等の書き換え等の発生や、重要なデータが消失又は流失した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社グループは、運営するサイトの名称及び当社グループに関連するサービス、ブランドについて商標登録を行っており、今後、新たな事業を展開する際にも、関連する名称については商標登録を行っていく方針です。

また、「マックスむらい」の商標権は、創業以来の事業推進者である代表取締役社長CEOの村井智建が個人名義で取得しており、村井智建より本商標権及び肖像等に係る権利一切の使用許諾等を得て契約が締結され、当社グループにて管理しておりますが、何らかの理由により「マックスむらい」の商標使用について許諾が得られなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

更に、他社の著作権、肖像権、特許権、実用新案権等を侵害しないよう運営サイト上に掲載する画像やグッズ制作にあたり著作権元から提供された画像等については監視・管理を行うなど、当社グループにより第三者への知的財産権を侵害しないよう努めておりますが、知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが発生し、提訴された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 配当政策について

当社グループは経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実に図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

### (3) 組織体制に関するリスク

#### 特定人物への依存について

当社グループの創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役社長CEO村井智建は、当社グループの事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、当社グループの事業活動全般において、極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは過度に当該個人に依存しないよう、「脱マックスむらい」を当社グループの中期的な経営目標として掲げ、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により当該個人による業務遂行が困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保・育成について

当社グループが、今後更なる事業拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成に加え、人材の社外流出を防止することが重要な課題と認識しています。そのため、採用による人材の獲得を積極的に行うとともに、モチベーションを向上させるストックオプション制度によるインセンティブプランの導入や、職場環境の安全性を確保するためにリモートワークを基本とした事業運営体制の移行等により、魅力ある職場とするための施策を行っております。

しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合、又は社内の重要な人材が社外に流出した場合、社員の充足及び育成が計画どおりに進まなかった場合には、事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報のセキュリティによる保護・管理について

当社グループの会員等の個人情報につきましては、当社グループのISMSに準じた規定に基づき、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や個人情報保護に関する社内規程の整備、外部データセンターでの厳重な情報管理等、管理面及び物理的側面からもその取扱いには注意を払って管理に努めております。また、外部からの不正アクセスができないように、ファイアウォール等のセキュリティ対策を講じております。更に、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護の重要性の認識について周知徹底を図っております。しかしながら、これらの個人情報を含むデータの漏洩等があった場合には、当社グループの信用低下を招きかねず、損害賠償の請求を受けるおそれもあり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度におきまして、277,018千円の営業損失を計上しており、7期連続の営業損失となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当連結会計年度末において、123,034千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の事業資金を確保していること、また、当社グループはこのような事象又は状況を解消・改善するため、以下の対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

##### ・事業収益の改善

当連結会計年度においては、当社の中核事業であるメディア事業の成長と同時に、当社の連結子会社であるテーマ株式会社及び3bitter株式会社が提供している位置情報テクノロジーとモバイルオーダーシステムを用いた各種サービスの提供により、売上高の増加を図ってまいります。

具体的には、当社の運営メディアにおけるコンテンツ制作及び集客施策の強化により、PV・動画視聴回数の増加を図ると同時に、PV当たり広告収益の向上並びに高い水準を維持することで、ネットワーク広告を始めとするオンライン広告売上の拡大を目指しております。「AppBank.net」では、当社として注力すべきコンテンツの題材を整理し、各制作チームにおいて、より魅力的なコンテンツを数多く配信できるよう、企画・編集オペレーションの改善を進めております。特に、従来主力であったスマートフォンゲーム関連の記事以外にも、テクノロジー・ガジェット、カジュアルフード等、新たなジャンルの記事制作も強化し、一定の成果が出ております。集客施策については、主にシステム面からSEO対策やサイト内のユーザー回遊の強化を図っております。PV当たり広告収益の向上並びに維持については、外部パートナーと連携して広告運用の改善とノウハウ蓄積が順調に進んでいると考えておりますが、今後も鋭意改善を進めてまいります。また、新たな広告収益の獲得を目的としたサービスの立ち上げを行っております。

「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルにおいては、当社が培ってきた動画制作ノウハウ及び最新トレンドの研究を反映した魅力的な動画を作成することで、動画視聴回数並びに広告収益の向上を図っております。また、引き続き、成長分野であるショート動画の制作も行っており、YouTubeに加えてTikTokでの配信にも取り組んでおります。2023年2月より、YouTubeショート動画の収益化が開始されたことから、広告収益の増加を見込んでおります。また、「マックスむらいチャンネル」のゲームプレイ動画やトーク動画が好きな従来の動画のファン、また、TikTok等の動画を通じて獲得できた新たなファンに対して、魅力的な動画を提供すると同時に、当社グループが運営するストア事業等の他サービスへの送客を行ってまいります。

当社の連結子会社であるテーマ株式会社では、原宿の自社店舗を起点とするIPコラボレーションを軸に売上の拡大を目指しております。IPコラボレーションの拠点として、スマホアプリ「HARAJUKU」や実店舗の「友竹庵」、「原宿friend」を展開しております。「友竹庵」は和カフェとして、「原宿いちご大福」や「どら焼きサンド」等の和スイーツを提供しており、直近では海外からの外国人観光客の利用が増加しております。また、通常営業に加え、IPコラボレーションによる限定スイーツ、ドリンク類の提供を行うことで、原宿竹下通りの訪問客に加えてIPの集客力も活かした集客増加を図ることで、売上拡大を目指しております。「原宿friend」では、当社の連結子会社である3bitterが持つ位置情報を用いたモバイルオーダーサービスを利用し、コラボレーショングッズがもらえるエリア限定のデジタルくじの販売やイベントを実施することで、売上の拡大を目指しております。また、原宿竹下通りにおける取組をモデルケースとして他地域への横展開を進める他、IPコラボレーション実施地域に訪れないユーザーのために、デジタルくじの全国通販サイト「Web ROLL」での展開も促進することで、更なる売上の拡大を図る方針です。

同じく、当社の連結子会社である3bitter株式会社が提供している位置情報テクノロジーを用いたイベント・ライブ物販のDXサービス「SWAMP」について、ウィズコロナの環境下におけるイベント・ライブ運営のデジタル化に対するニーズの高まりに伴い、サービスの需要が増加しております。当連結会計期間においても、有名アーティストの東京ドーム公演や全国ツアー、ロックフェスティバル等、多数のライブ案件においてサービスを提供いたしました。今後は、イベント・ライブにおいて広く「SWAMP」の利用を促進し、サービス提供を進めてまいります。また、ストア事業におけるIPコラボレーションをテクノロジー面でサポートし、関連サービスを提供することで、グループ全体の売上拡大に貢献する方針です。

一朝一夕にという訳にはまいりませんが、新たな事業の方向性が定まり、再成長軌道に入りつつあると考えております。これらの施策を着実に実行していくことで、グループ全体での売上の拡大と早期黒字化、並びに成長事業の確立を目指してまいります。

##### ・営業費用の適正化

当連結会計年度において、前連結会計年度に削減した販売費及び一般管理費について、引き続き、現在の事業規模に見合う適正な水準でのコストコントロールを進めてまいります。全社において、事業成長のために必要な投資を行っておりますが、定期的な見直しとコントロールを継続してまいります。

・運転資金の確保

当社は、2022年6月30日の取締役会にてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とした第10回新株予約権の発行決議を行いました。2022年9月30日時点までに第10回新株予約権の一部が行使され、当連結会計年度において104百万円の調達を行いました。また、当連結会計年度外の事象となりますが、2023年1月に第10回新株予約権の残り全部が行使され、新たに70百万円の調達を行っております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、メディア事業とストア事業、DXソリューション事業の3種のセグメントを軸に事業を展開しております。

当連結会計年度における当社グループを取りまく経営環境としまして、新型コロナウイルス感染症にかかる活動制限の緩和を受け、外食や宿泊などのサービスを中心に個人消費の回復が緩やかに見られ、先行きについては、ウィズコロナの下で景気が回復していくことが期待されます。しかし、世界的な金融引き締め等による資源価格の上昇や日米金利差拡大を受けた円安による物価上昇が続いており、企業活動や個人消費の停滞により、景気回復のペースは未だ予断を許さない状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社が事業領域とする国内インターネット広告市場は成長を続け、テレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計の売上規模を上回ると期待されます。また、消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による2021年の調査「令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査報告書）」によると、EC化率（全ての商取引市場規模に対するEC市場規模の割合）が前年比0.7ポイント増の8.8%となるなど、商取引の電子化が引き続き進展しています。

このような環境下において、当社グループは、中期的な成長戦略として「脱マックスむらい」の新たな収益構造の確立を進めております。まずは「既存事業分野での成長と深耕」と「次の成長の柱となる新規事業の立ち上げ」による収益の回復に取り組んでまいりました。

メディア事業においては、サイト運営、スマートフォンアプリの開発・運営、インターネット動画配信、アドネットワーク運営及びこれらと連動する広告枠販売等のビジネス、BtoBコンテンツ提供事業を行っております。サイト運営では、中核メディアサイト「AppBank.net」、攻略サイト「バズドラ究極攻略」、「モンスト攻略」等を提供しております。動画配信の分野では、「YouTube」、「niconico」及び「TikTok」を通じて動画コンテンツの提供・公開を行っており、うちYouTubeでは、チャンネル登録者が約142万人の「マックスむらいチャンネル」等を提供・公開しております。

ストア事業においては、連結子会社のテーマ株式会社を運営母体として、スマホアプリ「HARAJUKU」や実店舗の「原宿竹下通り友竹庵」（以下、「友竹庵」）「原宿friend」を起点とした他社が保有するコンテンツ・IPとのコラボレーション（以下、「IPコラボレーション」）を行っております。IPコラボレーションでは、「友竹庵」でコラボレーションスイーツ等を提供する他、同じく当社の連結子会社である3bitter株式会社が提供する位置情報を用いたモバイルオーダーサービスを利用する形で、IPのコラボレーショングッズがもらえるエリア限定のデジタルくじ並びに全国通販デジタルくじの販売等を行っております。

DXソリューション事業においては、連結子会社の3bitter株式会社を運営母体として、主に位置情報テクノロジーを用いたイベント・ライブ物販のDXサービス「SWAMP」を提供しております。主に有名アーティストの全国ツアーやロックフェスティバル等のライブ向けにサービスを提供しております。また、テーマ株式会社が運営するIPコラボレーション事業向けに、アプリやデジタルくじ等のシステムを提供しております。

当社では、特にストア事業におけるIPコラボレーション並びにDXソリューション事業を今後の成長の柱と見込んでおり、今後の営業並びにコラボレーション企画の拡充、システム開発は順調に進んでおります。その中で、「原宿friend」の出店、店舗運営部門並びにシステム開発部門における積極的な採用を行い、事業の立ち上げを加速させるために必要な投資を実施いたしました。このように、事業面においては進捗が見られる一方、これらの施策が売上高として結実するまでにタイムラグが生じることから、これからは継続的な製造費用並びに販売費及び一般管理費のコントロールにも努めてまいります。

当連結会計年度における業績は、売上高388,695千円（前年同期比13.6%増）、営業損失277,018千円（前年同期は営業損失194,571千円）、経常損失280,170千円（前年同期は経常損失194,698千円）、親会社株主に帰属する当期純損失288,898千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失186,246千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

各セグメントの経営成績数値にはセグメント間の内部取引高を含んでおります。

なお、当連結会計年度より、従来「その他」に含めておりました連結子会社1社（3bitter株式会社）について、重

要性が増したため、「DXソリューション事業」に区分しております。また、前連結会計年度の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」は、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

#### (メディア事業)

メディア事業においては、主に「AppBank.net」を始めとした自社運営メディア・アプリの安定的なPV数増加とPV当たり広告収益の向上並びに維持に取り組みました。自社運営メディアのPVについては、編集体制の見直しの効果が出てきており、対前年同期比で足元のPVは増加傾向にあります。一方、PV当たり広告収益については、引き続き高い水準を維持しております。

営業面では、「AppBank.net」の広告売上・コンテンツ売上が前年同期と比べて増加いたしました。これは、SEO対策の強化や新しい記事カテゴリーの立ち上げ等が奏功いたしました。一方で、ストア事業及びDXソリューション事業にディレクターやエンジニアのリソースを大きく割いたことから、BtoB関連売上及びアフィリエイト売上が減少しております。

利益面では、継続的に製造費用並びに販売費及び一般管理費のコントロールを行っており、製造費用・販売費及び一般管理費は前連結会計年度と同水準を維持しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は291,623千円（前年同期比0.6%増）、セグメント損失は177,408千円（前年同期はセグメント損失172,311千円）となりました。

#### (ストア事業)

ストア事業においては、IPとのコラボレーションを多数実施し、「友竹庵」におけるコラボレーションスイーツ等の提供やコラボレーショングッズがもらえるエリア限定デジタルくじの販売等を行いました。また、当連結会計年度では、IPとコラボレーション・イベント実施の拠点となる実店舗「原宿friend」をオープンし、デジタルくじの全国通販も開始いたしました。

営業面では、IPコラボレーション事業において、有名アニメ作品「ラブライブ！スーパースター!!」や「新テニスの王子様」、有名キャラクター「シナモロール」、男性アイドルグループ「VOYZ BOY」等とのコラボレーションを実施する等、営業活動が順調に進んだことで、売上高は大幅に増加いたしました。

利益面では、売上の増加並びにコラボレーションの実施に伴い、商品原価、人件費、IP著作権元に支払うロイヤリティ並びに店舗家賃等が増加したため、費用は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は115,542千円（前年同期比275.5%増）、セグメント損失は73,495千円（前年同期はセグメント損失21,190千円）となりました。

#### (DXソリューション事業)

DXソリューション事業においては、多数のイベント・ライブに対して、イベント・ライブ物販のDXサービス「SWAMP」を提供いたしました。また、自社を含むグループ全体での案件の増加に伴い、モバイルオーダー機能、決済関連、アプリ等の開発を進めました。

営業面では、ライブやロックフェスティバル向けの案件増加及びストア事業におけるIPコラボレーション向けのサービス提供により売上高は増加いたしました。利益面では、開発案件の増加により人件費が増加し、また、当社サービスを使った決済金額の増加に伴い、決済に係る支払手数料が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高53,353千円（前年同期比138.2%増）、セグメント損失26,114千円（前年同期はセグメント損失1,069千円）となりました。

当連結会計年度末における総資産は276,741千円となり、前連結会計年度末に比べ137,844千円減少いたしました。これは主に、「現金及び預金」が119,583千円減少、「営業未収入金」が15,129千円増加、「建物及び構築物（純額）」が5,503千円減少、「機械及び装置（純額）」が11,036千円減少、「敷金及び保証金」が2,900千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度における負債は127,155千円となり、前連結会計年度末に比べ47,447千円増加いたしました。これは主に、「買掛金」が7,524千円増加、「未払金」が8,203千円増加、「預り金」が19,540千円増加、「長期借入金」が4,800千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度における純資産は149,585千円となり、前連結会計年度末に比べ185,291千円減少いたしました。これは主に、「資本金」が52,449千円増加、「資本剰余金」が52,449千円増加、「親会社株主に帰属する当期純損失」が288,898千円となったためであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末から119,583千円減少し、123,034千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果支出した資金は216,420千円（前年同期は194,412千円の支出）となりました。主な要因は、「税金等調整前当期純損失」が288,178千円、となった一方で、「減損損失」13,618千円、「未払金の増加」8,203千円、「未払費用の増加」4,533千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は4,989千円（前年同期は18,889千円の支出）となりました。主な要因は、「有形固定資産の取得による支出」2,054千円、「敷金及び保証金の差入による支出」2,935千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果増加した資金は101,826千円（前年同期は16,525千円の支出）となりました。主な要因は、「株式の発行による収入」103,800千円、があった一方で、「長期借入金の返済による支出」4,800千円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、受注生産形態をとらない事業であることから、当該記載を省略しております。

仕入実績

当社グループで行う事業のうち、DXソリューション事業の仕入実績については、金額的重要性が乏しいため、当該記載を省略しております。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
ストア事業	61,537	253.7

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 当連結会計年度において、ストア事業の仕入実績が著しく増加しております。これは主にIPコラボレーション事業を立ち上げたことにより、コラボレーショングッズの仕入が増加したことによります。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
メディア事業	225,823	21.8
ストア事業	115,542	275.5
DXソリューション事業	47,330	111.3
合計	388,695	13.6

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 当連結会計年度において、ストア事業の販売実績が著しく増加しております。これは主にIPコラボレーション事業を立ち上げたことによります。  
 4. 当連結会計年度において、DXソリューション事業の販売実績が著しく増加しております。これは主に

ビーコンを用いたイベント・ライブ運営及び物販のDXサービスの需要が高まったことによります。

5. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	79,050	23.1	28,550	7.3
グーグル合同会社	68,376	20.0	56,080	14.4

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたり、重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は以下のとおりであります。

売上高は388,695千円となり、前連結会計年度に比べて46,584千円の増加となりました。主な要因は、ストア事業・DXソリューション事業が進捗し増加したものであります。売上原価は361,263千円となり、前連結会計年度に比べて86,469千円の増加となりました。主な要因は、全社における人件費及び製造費用の増加によるものであります。販売費及び一般管理費は304,449千円となり、前連結会計年度に比べて42,562千円の増加となりました。主な要因は、人件費及び著作権元へのロイヤリティや決済手数料によるものであります。特別利益は5,610千円となりました。主な要因は、新株予約権戻入益によるものであります。特別損失は13,618千円となりました。主な要因は、メディア事業及びストア事業における建物付属設備、工具器具備品等の減損損失であります。

上記の結果、営業損失は277,018千円(前連結会計年度は194,571千円)となり、経常損失は280,170千円(前連結会計年度は194,698千円)となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は288,898千円(前連結会計年度は186,246千円)となり、前連結会計年度に比べて102,651千円拡大しました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご覧ください。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご覧ください。

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

### 当社グループの資本の財源及び資本の流動性

当社グループの資本の財源については、金融機関からの借入や株式の発行等によって資金調達を行っております。また、当連結会計年度末において、123,034千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の資本の流動性を確保しております。

### 事業環境と戦略的見通し

当社の事業を取りまくインターネット広告市場は、拡大を続けるとともに、第5世代移动通信システムの商用サー



ビス開始も予想され、スマートフォンの利便性が向上することで、我々の日常生活に一層浸透していくものと思われ  
ます。

このような事業環境に対応するための具体的な課題及び戦略にかかる見通しにつきましては「第2 事業の状況 1  
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に、また、事業展開上のリスクにつきましては「第2 事業の状況 2 事  
業等のリスク」にそれぞれ記載しております。

#### 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等

当社グループは、当連結会計年度におきまして、277,018千円の営業損失を計上しており、7期連続の営業  
損失となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当連結会計年度末において、123,034千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の事業資金を  
確保していること、また、当社グループはこのような事象又は状況を解消・改善するため、以下の対応策を講じるこ  
とにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### ・事業収益の改善

当連結会計年度においては、当社の中核事業であるメディア事業の成長と同時に、当社の連結子会社である  
テーマ株式会社及び3bitter株式会社が提供している位置情報テクノロジーとモバイルオーダーシステムを用い  
た各種サービスの提供により、売上高の増加を図ってまいります。

具体的には、当社の運営メディアにおけるコンテンツ制作及び集客施策の強化により、PV・動画視聴回数の増  
加を図ると同時に、PV当たり広告収益の向上並びに高い水準を維持することで、ネットワーク広告を始めとする  
オンライン広告売上の拡大を目指しております。「AppBank.net」では、当社として注力すべきコンテンツの題材  
を整理し、各制作チームにおいて、より魅力的なコンテンツを数多く配信できるよう、企画・編集オペレーショ  
ンの改善を進めております。特に、従来主力であったスマートフォンゲーム関連の記事以外にも、テクノロジー・ガ  
ジェット、カジュアルフード等、新たなジャンルの記事制作も強化し、一定の成果が出ております。集  
客施策については、主にシステム面からSEO対策やサイト内のユーザー回遊の強化を図っております。PV当たり広  
告収益の向上並びに維持については、外部パートナーと連携して広告運用の改善とノウハウ蓄積が順調に進んで  
いると考えておりますが、今後も鋭意改善を進めてまいります。また、新たな広告収益の獲得を目的としたサー  
ビスの立ち上げを行っております。

「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルにおいては、当社が培ってきた動画制作ノウハウ及び最新  
トレンドの研究を反映した魅力的な動画を作成することで、動画視聴回数並びに広告収益の向上を図っておりま  
す。また、引き続き、成長分野であるショート動画の制作も行っており、YouTubeに加えてTikTokでの配信にも取  
り組んでおります。2023年2月より、YouTubeショート動画の収益化が開始されたことから、広告収益の増加を見  
込んでおります。また、「マックスむらいチャンネル」のゲームプレイ動画やトーク動画が好きな従来の動画の  
ファン、また、TikTok等の動画を通じて獲得できた新たなファンに対して、魅力的な動画を提供すると同時に、  
当社グループが運営するストア事業等の他サービスへの送客を行ってまいります。

当社の連結子会社であるテーマ株式会社では、原宿の自社店舗を起点とするIPコラボレーションを軸に売上の  
拡大を目指しております。IPコラボレーションの拠点として、スマホアプリ「HARAJUKU」や実店舗の「友竹  
庵」、「原宿friend」を展開しております。「友竹庵」は和カフェとして、「原宿いちご大福」や「どら焼きサ  
ンド」等の和スイーツを提供しており、直近では海外からの外国人観光客の利用が増加しております。また、通  
常営業に加え、IPコラボレーションによる限定スイーツ、ドリンク類の提供を行うことで、原宿竹下通りの訪問  
客に加えてIPの集客力も活かした集客増加を図ることで、売上拡大を目指しております。「原宿friend」では、  
当社の連結子会社である3bitterが持つ位置情報を用いたモバイルオーダーサービスを利用し、コラボレーショ  
ングッズがもらえるエリア限定のデジタルくじの販売やイベントを実施することで、売上の拡大を目指しており  
ます。また、原宿竹下通りにおける取組をモデルケースとして他地域への横展開を進める他、IPコラボレーショ  
ン実施地域に訪れないユーザーのために、デジタルくじの全国通販サイト「Web ROLL」での展開も促進する  
ことで、更なる売上の拡大を図る方針です。

同じく、当社の連結子会社である3bitter株式会社が提供している位置情報テクノロジーを用いたイベント・  
ライブ物販のDXサービス「SWAMP」について、ウィズコロナの環境下におけるイベント・ライブ運営のデジタル化  
に対するニーズの高まりに伴い、サービスの需要が増加しております。当連結会計期間においても、有名アー  
ティストの東京ドーム公演や全国ツアー、ロックフェスティバル等、多数のライブ案件においてサービスを提供  
いたしました。今後は、イベント・ライブにおいて広く「SWAMP」の利用を促進し、サービス提供を進めてまいり  
ます。また、ストア事業におけるIPコラボレーションをテクノロジー面でサポートし、関連サービスを提供する

ことで、グループ全体の売上拡大に貢献する方針です。

一朝一夕という訳にはまいりませんが、新たな事業の方向性が定まり、再成長軌道に入りつつあると考えております。これらの施策を着実に実行していくことで、グループ全体での売上の拡大と早期黒字化、並びに成長事業の確立を目指してまいります。

・営業費用の適正化

当連結会計年度において、前連結会計年度に削減した販売費及び一般管理費について、引き続き、現在の事業規模に見合う適正な水準でのコストコントロールを進めてまいります。一方で、主にコンテンツ制作、システム開発及び店舗運営において、事業成長のために必要な投資を行っておりますが、投資の効率性を意識し、定期的な見直しとコントロールを継続してまいります。

・運転資金の確保

当社は、2022年6月30日の取締役会にてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とした第10回新株予約権の発行決議を行いました。2022年9月30日時点までに第10回新株予約権の一部が行使され、当連結会計年度において104百万円の調達を行いました。また、当連結会計年度外の事象となりますが、2023年1月に第10回新株予約権の残り全部が行使され、新たに70百万円の調達を行っております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 連結子会社の吸収合併

当社は2023年2月14日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるテーマ株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しております。当該合併契約は、2023年3月29日開催の株主総会で承認されております。

詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(2) 賃貸借契約

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
AppBank株式会社(当社)	合同会社小坂商事	2020年8月14日	土地賃貸借契約	契約発効日より10年間

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,054千円であります。主に業務で使用するPCや店舗の空調設備等の購入であります。

なお、当連結会計年度において、減損損失13,618千円を計上いたしました。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 5. 減損損失」に記載のとおりであります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械及び装置	その他	合計	
本社 他 (東京都新宿区 他)	メディア 事業	本社機能等	0	-	0	0	32(14)

上記の他、リース契約による主要な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	面積	年間リース料 (千円)
本社 他 (静岡県沼津市)	メディア 事業	土地(賃借)	70,987.67㎡	7,000

##### (2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械及び 装置	その他	合計	
3bitter 株式会社	本社 (東京都新宿区)	DXソリュー ション事業	開発用 設備	-	-	0	0	-(-)
テーマ 株式会社	本社 (東京都新宿区)	ストア事業	製造用 設備	0	0	0	0	1(8)

(注) 上記(1)提出会社、(2)国内子会社について

1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアであり、のれんは含まれていません。
3. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
5. 本社の建物を賃借しており、年間賃借料は、6,127千円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,462,500	9,062,500	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。また、単元株式数は100 株であります。
計	8,426,500	9,062,500		

(注) 提出日現在発行数には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 1) 第1回新株予約権

決議年月日	2014年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社及び当社子会社従業員39名
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、4
新株予約権の行使期間	2016年6月1日から2024年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 250(注)4 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権の行使時において、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

4. 当社は2015年7月8日開催の取締役会決議に基づき、2015年7月28日付で普通株式1株につき3株の株式分

割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

## 2) 第6回新株予約権

決議年月日	2020年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員2
新株予約権の数(個)	2,579(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 257,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	212(注)2
新株予約権の行使期間	2020年7月2日～2027年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 217 資本組入額 109 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

### (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

### 3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2020年7月2日から2027年7月1日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。ただし、当社の営業利益の額にかかわらず、新株予約権者は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%を限度として行使することができる。

営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 70%

営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 上記6.(1)の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や東京証券取引所マザーズの規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。



(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、6.(3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権が失効した場合、当社は本新株予約権者が有する本新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (4) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利を行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合

反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）

であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

本新株予約権者が当社との間で締結する総数引受契約の各規定に違反した場合

#### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 3) 第7回新株予約権

決議年月日	2020年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	370 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	278 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年7月2日～2025年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 370 資本組入額 185 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

### 3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年7月2日から2025年7月1日までとする。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」といい、割当日において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある者に限る。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社普通株式にかかる発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

### 7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、又は本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利を行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合

反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

本新株予約権者が当社との間で締結する総数引受契約の各規定に違反した場合

## 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.(1)(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記7.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 4) 第8回新株予約権

決議年月日	2022年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 32名
新株予約権の数(個)	800(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	147(注)2
新株予約権の行使期間	2024年4月16日～2027年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 205(注)2 資本組入額 103(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

## (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所マザーズ(東京証券取引所グロース市場に移行した後は同市場とする。)における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」といい、割当日において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある者に限る。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a) 営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 50%

(b) 営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社普通株式にかかる発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効

力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 5) 第9回新株予約権

決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 1名
新株予約権の数(個)	6,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 630,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	181(注)2
新株予約権の行使期間	2022年7月19日～2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182(注)2 資本組入額 91(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

## (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に105%を乗じた価格(小数点以下は切上げ、以下同様。)とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



ただし、取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が1億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち行使可能割合の100%を限度として行使することができる。

なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
各本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
上記4.に準じて決定する。

- ( 9 ) 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- ( 10 ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第10回新株予約権	
決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
新株予約権の数(個)	6,000[0](注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000[0](注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	173[117](注)5、6、7
新株予約権の行使期間	2022年7月20日～2024年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174[118](注)5、6、7 資本組入額 87[59](注)5
新株予約権の行使の条件	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はございません。なお、2023年1月20日の取締役会において、本新株予約権の割当先との間で締結された本新株予約権に関して、行使価額を修正することを決定しております。また、提出日の前月末現在において全て行使が完了しております。

(注)1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(注)2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」参照。)当社普通株式1,200,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日時価」という。)に修正することができる。但し、修正基準日時価が104円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本項(2)に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

本項(2)に記載する修正基準日時価が104円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

(5) 割当株式数の上限

本新株予約権の発行決議日(2022年6月30日)時点における当社発行済株式総数(7,862,500株)の10%(786,250株)(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合、当該10%(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(6) 下限行使価額は104円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,200,000株です。

(注) 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,200,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、173円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

(注) 5. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6ヶ月を経過した日(2023年1月20日)以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日時価」という。)に修正することができる。但し、修正基準日時価が104円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

(注) 6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合の調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(注) 8. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2022年6月30日)時点における当社発行済株式総数(7,862,500株)の10%(786,250株)(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第11回新株予約権	
決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社CANDY・A・GO・GO
新株予約権の数(個)	2,111(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 211,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	143(注)2、3
新株予約権の行使期間	2023年1月11日～2028年1月10日[2023年1月27日～2028年1月26日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 144 資本組入額 72
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はございません。なお、2023年1月10日の取締役会において、募集次項に関して変更することを決定しております。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式211,100株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が第3項の規定に従って行使価額(第2項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、143円とする。但し、行使価額は第3項に定めるところに従い調整されるものとする。

(注)3. 行使価額の調整

- 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを



行う。

(注) 4. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度において、当社の売上が1,000百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上の判定に際しては、当社の連結損益計算書をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、2022年12月23日付、当社及び本新株予約権者間の「資本業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含む）が有効に成立していることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 5. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第4項及び第6項乃至第8項準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(注) 6. 本新株予約権の行使期間

2023年1月11日から2028年1月10日（但し、2028年1月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第13項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

(注) 7. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 8. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)1	801,900	7,599,900	143,449	243,299	143,449	243,199
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)1	262,600	7,862,500	43,999	287,298	43,999	287,198
2021年4月1日 (注)2	-	7,862,500	187,298	100,000	-	287,198
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1	600,000	8,462,500	52,449	152,449	52,449	339,647

(注)1 . 新株予約権(ストックオプション)及び行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使による増加であります。

- 2021年3月25日に開催した定時株主総会の決議に基づき、資本金を減少し、その同額を其他資本剰余金へ振り替えたものであります。
- 2023年1月27日に、新株予約権の行使により発行済株式総数が600,000株、資本金が35,000千円及び資本準備金が35,000千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	2	19	20	16	46	5,335	5,439	-
所有株式数(単元)	2	311	9,490	12,173	2,133	908	59,570	84,587	3,800
所有株式数の割合(%)	0.00	0.36	11.21	14.39	2.52	1.07	70.42	100.00	-

(注)自己株式14,643株は、「個人その他」に146単元、「単元未満株式の状況」に43株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
村井 智建	東京都渋谷区	953,800	11.29
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	602,900	7.13
株式会社ダイコーホールディングスグループ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号	584,000	6.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	381,252	4.51
孫 魏娜	埼玉県三郷市	189,500	2.24
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	160,100	1.89
松浦 貴美子	大阪府大阪市淀川区	130,200	1.54
志村 孝史	愛知県岡崎市	116,700	1.38
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	84,500	1.00
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	83,600	0.98
計	-	3,286,552	38.90

(注)上記のほか当社所有の自己株式14,643株があります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,444,100	84,441	-
単元未満株式	普通株式 3,800	-	-
発行済株式総数	8,462,500	-	-
総株主の議決権	-	84,441	-

## 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) AppBank株式会社	東京都新宿区新宿2 丁目8番5号	14,600	-	14,600	0.17
計	-	14,600	-	14,600	0.17

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数 (注)	14,643	-	14,643	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

利益配分につきましては、当社グループは未だ成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すために、内部留保の充実が重要であると考えております。そのため、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、取締役会が決定した方針のもと、各業務執行取締役が担当業務を執行する権限と責任を持つことで意思決定の迅速化を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めることによりコンプライアンス体制、効率的な経営体制の確立を実現することにあります。また、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名を設置し、第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。なお、2021年3月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該企業統治体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役による的確な意思決定と迅速かつ機動的な業務執行を行う一方、監査等委員である取締役による客観的かつ中立的な監視により公正かつ客観的な監督及び監視を可能とする経営体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンスの十分性及び実効性を確保する目的として、有価証券報告書提出日現在（2023年3月30日）で、以下の企業統治の体制を採用しております。

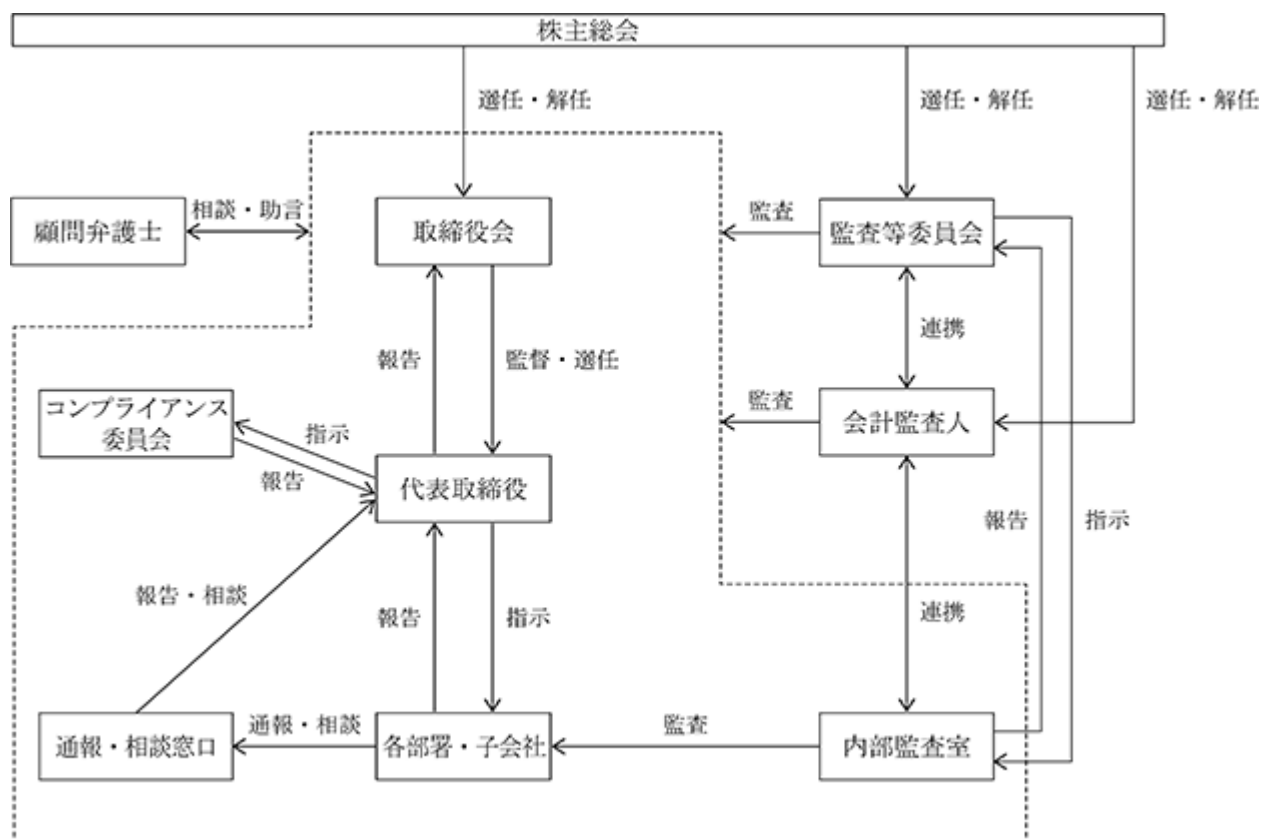
#### 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており、代表取締役社長CEOである村井智建が議長を務めております。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会は、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、監査等委員ではない取締役の任期を1年とし、監査等委員である取締役の任期を2年としております。

#### 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役（委員長）1名及び他2名で監査等委員である取締役3名が構成されており、独立性の高い社外取締役であります。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図っております。また、監査等委員である取締役は、株主総会や取締役会への出席や取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利を行使しているほか、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性確保と効率性の向上を目指しております。

当社の業務執行及び監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにつきましては、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。また、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すべく、当社では、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立することに努めております。

具体的には、管理本部経営企画部を中心に全体的なコンプライアンスの推進・教育・研修の実施を行い、全ての役職員がコンプライアンスの精神・考え方に従って、透明な企業風土の構築に取り組んでおります。

なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

##### a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査等委員会を設置し、社外取締役及び監査等委員である取締役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

##### b. 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

##### c. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存します。取締役及び監査等委員である取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。



d. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部経営企画部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理します。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査担当者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、取締役会又は別途定める会議体において改善策を審議・決定します。

e. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。
- ・ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会又は「グループ経営会議規程」に基づきグループ経営会議に、当社執行役員又は従業員が参加することを求めます。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、子会社を含めた、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ・ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として「コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に従ってコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定します。
- ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

(d) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は子会社に、その役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動することで、広く社会から信頼される経営体制を構築させます。
- ・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させます。
- ・ 当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させます。
- ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したコンプライアンス相談受付を利用する体制を構築させます。

(e) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用します。
- ・ 当社の監査等委員である取締役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査します。

g. 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員である取締役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

h. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役に報告に関する体制

(a) 当社の取締役・監査等委員である取締役等及び従業員が監査等委員である取締役に報告をするための体制

- ・取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査等委員である取締役に報告するとともに、緊急かつ重要な事項は速やかに監査等委員である取締役に報告します。
- ・使用人は監査等委員である取締役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反となるおそれがある事実がある場合には、直接報告することができます。

(b) 子会社の取締役・監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制

- ・子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員である取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ・子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報します。
- ・当社内部監査室、管理本部経営企画部等は、定期的に当社監査等委員である取締役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。
- ・内部通報窓口の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、内部通報報告書の写しを当社監査等委員である取締役に交付します。

i. 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員である取締役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

j. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (b) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

k. 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長CEOは、監査等委員である取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査等委員である取締役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

l. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスを含めたガバナンス体制・リスク管理体制の整備及び運用の強化に努めております。具体的には、管理本部経営企画部にて、顧問弁護士によるコンプライアンス体制のチェック及び事案に関するアドバイスを定期的に受けております。また、当社グループにおけるリスク管理規程並びにコンプライアンス規程に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。加えて、リスク情報の収集、リスク認識、状況把握、再発防止・未然防止策の策定等をよりスピーディかつ効果的に行うため、管理本部経営企画部においてリスクマネジメント業務を行っております。

その他、コンプライアンス相談受付体制として、内部通報窓口を社内と社外に設置しております。また、コンプライアンス意識の向上を目的に、社内研修等の教育機会の充実及び人事政策の運用に取り組んでおります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、社外取締役及び監査等委員である取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役（監査等委員を含む）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しております。被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は4名以上12名以内とし、取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

#### 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

#### 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款で定めております。

#### 自己株式の取得に関する事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨、定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	村井 智建	1981年12月11日	2000年7月 2005年12月 2006年2月 2011年12月 2012年1月 2012年2月 2015年3月 2017年5月 2020年1月 2022年3月	株式会社ガイアックス 入社 同社 執行役員 就任 株式会社GT-Agency設立 代表取締役 就任 同社分割により、新設分割会社を株式会社TMRに社名 変更 代表取締役 就任 当社 代表取締役 就任 AppBank Games株式会社 取締役 就任 当社 取締役メディア事業部長 就任 当社 取締役CCO 就任 当社 代表取締役社長CEO 就任(現任) 当社子会社テーマ株式会社 代表取締役就任(現任)	(注) 3	953,800
取締役 メディア事業 部長 兼 シス テム部長	佐久間 諒	1981年12月10日	2006年2月 2011年8月 2020年6月 2020年10月 2021年3月	株式会社ファンコミュニケーションズ 入社 株式会社8crops設立 代表取締役 就任 当社入社 システム部長 就任(現任) 当社 メディア事業部長 就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役 管理本部長CFO	白石 充三	1982年2月1日	2006年4月 2020年4月 2020年7月 2021年3月 2021年3月 2021年3月	株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社)入社 当社入社 管理本部長CFO 就任 当社 管理本部長CFO 就任(現任) 当社取締役就任(現任) 当社子会社3bitter株式会社 監査役就任(現任) 当社子会社テーマ株式会社 監査役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	上田 祐司	1974年9月12日	1999年3月 2006年8月 2012年3月 2020年3月	有限会社ガイアックス (現 株式会社ガイアックス) 代表取締役就任 株式会社ガイアックス 取締役代表執行役社長就任(現任) 当社 取締役就任(2018年3月退任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役(監査 等委員)	倉西 誠一	1968年3月24日	1995年10月 2003年4月 2014年3月 2019年4月 2020年4月 2020年6月 2021年3月 2022年4月	株式会社メディアワークス (現 株式会社KADOKAWA) 入社 同社 電撃PlayStation編集長 就任 当社 取締役 就任 株式会社KADOKAWA メディアインキュベーション局統 括部長 就任 株式会社KADOKAWA メディアインキュベーション局局 次長 就任(現任) 株式会社角川アブリリンク取締役 就任(現任) 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社KADOKAWA デジタル戦略推進局 コンテンツプラットフォーム開発部部长就任(現任)	(注) 4	-
取締役(監査 等委員)	秋山 政徳	1947年11月29日	1970年4月 1997年4月 1999年6月 2006年6月 2007年4月 2008年6月 2011年4月 2013年7月 2014年3月 2018年3月 2020年10月 2021年3月	伊藤忠商事株式会社 入社 同社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー開発業 務部長 就任 株式会社日本サテライトシステムズ 取締役 就任 JSAT株式会社 取締役専務執行役員 営業本部長 就任 スカパーJSAT株式会社 代表取締役会長 就任 株式会社スカパーJSATホールディングス 代表取締役 社長 就任 スカパーJSAT株式会社 特別顧問 就任 NHG株式会社 取締役会長 就任(現任) 当社 監査役 就任 当社 取締役 就任 株式会社イマクリエ 取締役(現任) 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	井尾 仁志	1961年7月17日	1986年4月	株式会社リコー 入社	(注)4	-
			1992年10月	監査法人朝日親和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入社		
			2000年7月	井尾会計事務所 開設(現任)		
			2008年6月	監査法人まほろば 開設 代表社員(現任)		
			2019年10月	株式会社Ginco 監査役就任(現任)		
			2019年12月	墨田区監査委員 就任(現任)		
			2023年3月	当社 取締役(監査等委員)就任(現任)		
計						953,800

- (注) 1. 取締役上田祐司は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役倉西誠一、秋山政徳及び井尾仁志は、社外取締役であります。
3. 任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2021年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

#### 社外役員の状況

当社では、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

社外取締役の上田祐司は、2012年3月から2018年3月までの6年間にわたり当社の社外取締役に就任しており、経営者としての経験とIT業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等により、当社の経営全般に対する助言が期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。上田祐司は株式会社ガイアックスの取締役代表執行役社長であり、同社と当社の間には、不動産賃貸借等の取引がありましたが、当事業年度における取引高は軽微であります。

監査等委員である取締役の倉西誠一は、大手メディア企業での豊富な経験とメディア事業に対する幅広い見識を有していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。倉西誠一は株式会社KADOKAWAのデジタルコンテンツ局局次長、株式会社角川アップリンクの取締役であり、株式会社KADOKAWAと当社の間には、広告売上等の入金等の取引がありましたが、当事業年度における取引高は軽微であります。

監査等委員である取締役の秋山政徳は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。秋山政徳と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役の井尾仁志は、公認会計士としての専門的見識と豊富な経験により、当社取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。井尾仁志と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の特別な利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機関である取締役会に、社外取締役を確保し、かつ監査等委員会を構成する監査等委員の全てを社外取締役とすることで、経営監視機能の強化を図っております。社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、当社グループのコーポレート・ガバナンスにおいて重要であり、取締役会に出席し、第三者の立場としての意見具申を行い、加えて監査等委員である社外取締役は定期的な監査を実施することにより、外部からの経営監視機能及び役割を果たしております。

なお、当社は社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が示す独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議へ出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。監査等委員が監査等委員会で定められた監査方針、監査計画に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。また、監査等委員は業務執行者から個別にヒアリングを行うとともに、代表取締役社長CEOをはじめ取締役、会計監査人との間で適宜意見交換を行っております。なお、2021年3月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

当事業年度に開催した監査等委員会、取締役会への出席状況は下記のとおりです。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
取締役 (監査等委員)	倉西 誠一	16回/16回(100%)	20回/20回(100%)
取締役 (監査等委員)	秋山 政徳	15回/16回(93.8%)	17回/20回(85.0%)
取締役 (監査等委員)	松岡 一臣	16回/16回(100%)	20回/20回(100%)

(注) 監査等委員である取締役松岡一臣氏は、2023年3月29日開催の第11回定時株主総会で任期満了により辞任しております。

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、監査方針・監査計画の決定、監査方法及び業務分担の決定、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に対する同意です。また、取締役会附議・報告案件の事前チェックや業務監査の活動報告、重要な稟議等の内容の確認等も行っております。

各監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見表明を行い、意思決定を監査しております。また、会計監査人から期初に監査計画の説明を受ける他、期中のレビュー報告や期末会計監査報告の聴取、定期的な意見交換を行い、連携を図っております。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は、専門部署として監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、同室所属の2名が担当しております。内部監査室は、内部監査計画を立案し、監査等委員会の決裁を受けた後、各部署・子会社の内部監査を実施しております。監査等委員会とは緊密な連携を保ち、その成果を高めるために定期的に会合を開催し意見交換を行っております。また、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査を実施し、改善の必要がある場合は、当該部門に対し助言及び改善状況の確認を行っております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

UHY東京監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 谷田修一

指定社員 片岡嘉徳

継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他3名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では監査法人の選定方針として、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有しているか、監査等委員会が選定し可否を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、監査法人を選定する際、及び会計監査人の報酬への同意の可否を決定する際に加え、監査法人の子会社への往査に帯同した際等にも、その監査業務が適切に行われているかどうか等についても様々な角度から実施しております。当事業年度中に実施した評価においてはいずれも特段の問題は発見されておらず、適切な監査が実施されているものと考えております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,000	-	13,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,000	-	13,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a)を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の額の決定は、監査日数、監査内容及び当社の業務内容・規模等を勘案した上で代表取締役社長CEOが監査等委員会の同意を得て決定する方針としております。

e. 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が監査法人から受けた監査の全体像、監査内容、作業時間、単価等についての説明について、これまでの実績も勘案し特段の問題がないと判断し、会社法第399号第1項の同意をしております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定の決定に関する方針

## ・当社役員報酬制度の基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款に規定しており、株主総会で決議された報酬総額を決定しております。株主総会で決議された報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の職務の内容及び実績・成果等を勘案して取締役会にて承認した「役員報酬内規」に基づいて決定しております。

具体的には、監査等委員でない取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員の協議にて決定しております。

取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。当該決議時点の取締役の員数は5名、うち社外取締役1名。）と決議しております。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内（当該決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名、うち社外取締役3名。）と決議しております。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬の決定にあたっては、原案について独立社外取締役からの意見を尊重して決定しているため、取締役会としても当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ・報酬水準の考え方

当社の業績状況並びに各取締役が担うべき職務の内容に応じて相当と思われる金額としております。

## ・報酬構成の考え方

監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ固定の月例報酬である基本報酬によって構成されています。報酬額は、当社の業績状況並びに各役員職務の内容に応じて相当と思われる金額としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、代表取締役社長CEO村井智建との商標等使用契約の締結に伴い、「役員報酬内規」において、活動の維持に対する対価相当額として、かかる取締役へ報酬を支給することも定めております。これについては、知的財産権等個人に帰属する権利を当社が独占的に使用する契約の対価を、業績に応じて金額を決定することが妥当と判断される場合、取締役の基本報酬に、以下の計算式に基づく参考値を勘案して加算することができる旨を定めております。

参考値の計算方法「活動の維持に対する対価相当額」

= 「知的財産権等の対象と成り得る商取引の前事業年度の実績額」×料率（2.5%）



## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			人員
		固定報酬	業績連動 報酬	ストックオプ ション	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	49,761	49,761	-	-	4
社外役員	9,600	9,600	-	-	4

(注) 1. 当社は、2021年3月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役に、2022年3月29日開催の第10回定時株主総会終結をもって退任した役員1名を含んでおりません。

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のよう区分しております。

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」に区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上に必要とされる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。個別銘柄の保有の適否は、当社の事業方針との整合性及び保有の合理性について検証を行い、取締役会において決定しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、外部機関の行う研修へ参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	242,618	123,034
売掛金	50,033	40,157
商品	3,501	4,271
原材料及び貯蔵品	2,294	1,852
営業未収入金	1,704	16,833
その他	27,306	25,024
流動資産合計	327,458	211,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,982	17,315
減価償却累計額	1 11,479	1 17,315
建物及び構築物(純額)	5,503	0
機械及び装置	11,825	11,825
減価償却累計額	1 788	1 11,824
機械及び装置(純額)	11,036	0
車両運搬具	318	318
減価償却累計額	1 318	1 318
車両運搬具(純額)	0	-
工具、器具及び備品	12,484	14,205
減価償却累計額	1 12,484	1 14,205
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	16,539	0
無形固定資産		
のれん	26,699	19,106
無形固定資産合計	26,699	19,106
投資その他の資産		
敷金及び保証金	42,020	44,920
長期未収入金	2 146,457	2 147,591
その他	1,868	1,540
貸倒引当金	2 146,457	2 147,591
投資その他の資産合計	43,888	46,460
固定資産合計	87,128	65,566
資産合計	414,586	276,741

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	19,646	27,170
1年内返済予定の長期借入金	4,800	4,800
未払金	12,698	20,902
未払費用	22,941	27,475
未払法人税等	429	5,739
預り金	4,327	23,867
その他	75	<sup>3</sup> 7,210
流動負債合計	64,918	117,165
固定負債		
長期借入金	14,790	9,990
固定負債合計	14,790	9,990
負債合計	79,708	127,155
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	152,449
資本剰余金	703,519	755,968
利益剰余金	477,520	766,418
自己株式	574	574
株主資本合計	325,424	141,424
新株予約権	9,453	8,161
純資産合計	334,877	149,585
負債純資産合計	414,586	276,741

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	342,110	1 388,695
売上原価	2 274,794	2 361,263
売上総利益	67,315	27,431
販売費及び一般管理費合計	3 261,887	3 304,449
営業損失( )	194,571	277,018
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	3	3
受取手数料	940	-
物品売却益	31	-
貸倒引当金戻入額	1,510	1,195
雑収入	81	163
営業外収益合計	2,571	1,363
営業外費用		
支払利息	378	298
支払手数料	2,297	4,210
雑損失	22	7
営業外費用合計	2,698	4,516
経常損失( )	194,698	280,170
特別利益		
新株予約権戻入益	-	5,610
固定資産売却益	4 24,000	-
特別利益合計	24,000	5,610
特別損失		
減損損失	5 15,121	5 13,618
特別損失合計	15,121	13,618
税金等調整前当期純損失( )	185,820	288,178
法人税、住民税及び事業税	426	720
法人税等合計	426	720
当期純損失( )	186,246	288,898
親会社株主に帰属する当期純損失( )	186,246	288,898

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失( )	186,246	288,898
包括利益	186,246	288,898
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	186,246	288,898

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	287,298	516,220	291,273	574	511,671	7,850	519,521
当期変動額							
新株の発行					-		-
親会社株主に帰属する当期純損失( )			186,246		186,246		186,246
減資	187,298	187,298			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,603	1,603
当期変動額合計	187,298	187,298	186,246	-	186,246	1,603	184,643
当期末残高	100,000	703,519	477,520	574	325,424	9,453	334,877

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	703,519	477,520	574	325,424	9,453	334,877
当期変動額							
新株の発行	52,449	52,449			104,898		104,898
親会社株主に帰属する当期純損失( )			288,898		288,898		288,898
減資					-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,291	1,291
当期変動額合計	52,449	52,449	288,898	-	184,000	1,291	185,291
当期末残高	152,449	755,968	766,418	574	141,424	8,161	149,585

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	185,820	288,178
減価償却費	2,409	5,800
減損損失	15,121	13,618
のれん償却額	7,593	7,593
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,510	1,133
受取利息及び受取配当金	7	5
支払利息	378	298
固定資産売却損益( は益)	24,000	-
新株予約権戻入益	-	5,610
売上債権の増減額( は増加)	842	9,875
棚卸資産の増減額( は増加)	4,557	328
仕入債務の増減額( は減少)	1,074	7,524
前受金の増減額( は減少)	284	3,367
未払金の増減額( は減少)	4,227	8,203
未払費用の増減額( は減少)	3,519	4,533
その他	11,562	16,476
小計	194,261	215,698
利息及び配当金の受取額	7	5
利息の支払額	378	298
法人税等の支払額	708	429
法人税等の還付額	928	1
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>194,412</b>	<b>216,420</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	28,488	2,054
無形固定資産の取得による支出	5,295	-
無形固定資産の売却による収入	24,000	-
資産除去債務の履行による支出	196	-
敷金及び保証金の回収による収入	35	-
敷金及び保証金の差入による支出	7,010	2,935
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 1,934	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,889</b>	<b>4,989</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	16,525	4,800
新株予約権の発行による収入	-	2,826
株式の発行による収入	-	103,800
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>16,525</b>	<b>101,826</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	229,826	119,583
現金及び現金同等物の期首残高	472,444	242,618
現金及び現金同等物の期末残高	1 242,618	1 123,034



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
主な連結子会社の名称 テーマ株式会社、3bitter株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

メディア事業

メディア事業においては、ゲームやアプリ等の総合情報サイトである「AppBank.net」の運営を中核とし、メディア内に広告を掲載をしております。

広告掲載につきましては、広告の掲載により履行義務が充足されるため、当該期間により収益を認識しております。

ストア事業

ストア事業においては、当社の店舗、Eコマースサイト及びスマホアプリにおいて商品を販売しております。

店頭販売につきましては、その引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該引渡時点で収益を認識しております。

インターネット販売につきましては、顧客に商品を提供することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

DXソリューション事業

DXソリューション事業においては、当社独自のBeaconを用いたイベント運営・物販に関するソリューションを提供しております。

ソリューションの提供につきましては、役務提供を完了した時点又は顧客との契約で定めた期間が経過した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、提供しているサービスのうち、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
のれん	26,699千円	19,106千円

当該のれんは連結子会社である株式会社3bitter等の取得により発生したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算定方法

のれんは取得による企業結合において支配獲得時以降の事業展開によって期待される超過収益力に関連しており、その効果の発現する期間を5年と見積り、その期間で均等償却しております。また、各四半期末において未償却残高について減損の兆候が発生していないか否かの検討を行い、回収可能と認められる部分のみ資産計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りは、子会社の業績や事業計画を基礎としその期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率をもとに算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な扱いに従って、前

連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(未適用の会計基準等)  
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「営業未収入金」並びに「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」及び「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた29,011千円は、「営業未収入金」1,704千円、「その他」27,306千円として組み替えております。また、「流動負債」の「その他」に表示していた17,101千円は、「未払金」12,698千円、「預り金」4,327千円、「その他」75千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2 元取締役及び元従業員による不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期未収入金	146,457千円	143,408千円
貸倒引当金	146,457 "	143,408 "

3 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
流動負債	
前受金	3,367千円

(連結損益計算書関係)

1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上原価	2,574千円	21,147千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

役員報酬	68,967千円	59,361千円
給料及び手当	44,392 "	46,818 "
支払手数料	57,363 "	71,210 "
地代家賃	17,037 "	33,093 "
貸倒引当金繰入	- "	2,328 "

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
商標権	24,000千円	- 千円

5 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産については個別物件をグルーピングの最小単位としており、店舗資産以外の事業用資産は事業単位でグルーピングを行っております。ただし、本社資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都新宿区	本社	建物	1,145
		ソフトウェア	5,295
静岡県沼津市	メディア事業	建物	1,733
		構築物	6,947
合計			15,121

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した事業用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、いずれの資産も使用価値に基づき将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都新宿区	本社	工具、器具及び備品	1,075
東京都渋谷区	メディア事業	建物	2,201
	ストア事業	建物	329
		工具、器具及び備品	357
		長期前払費用	825
栃木県足利市	ストア事業	機械装置	8,829
合計			13,618

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した事業用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、いずれの資産も使用価値に基づき将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,862,500	-	-	7,862,500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,643	-	-	14,463

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	
	2018年ストック・オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	4,106	
	2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	2,793	
	2020年ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	2,553	
合計			-	-	-	9,453	

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2020年ストック・オプションとしての第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,862,500	600,000	-	8,462,500

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 600,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,643	-	-	14,643

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	
	2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	1,289	
	2020年ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	3,404	
	2022年ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	1,740	
	2022年ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	630	
	2022年第三者割当としての第10回新株予約権	普通株式	-	1,200,000	600,000	600,000	1,098
合計			-	1,200,000	600,000	600,000	8,161

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2022年ストック・オプションとしての第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	242,618千円	123,034千円
現金及び現金同等物	242,618千円	123,034千円

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社GT-Agencyを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	5,735 千円
固定資産	- 千円
のれん	1,229 千円
流動負債	4,415 千円
固定負債	- 千円
株式の取得価額	2,550 千円
現金及び現金同等物	615 千円
差引：取得による支出	1,934 千円

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

## 3 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

## 1. オペレーティング・リース取引

## (借主側)

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内	7,000千円	7,000千円
1年超	31,000 "	24,000 "
合計	38,000千円	31,000千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入等により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社、店舗及び静岡県山の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、1年内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程及び販売管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

## 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	6,400	6,400	-
(2) 長期未収入金	146,457		
貸倒引当金(注)1	146,457		
	-	-	-
資産計	6,400	6,400	-
長期借入金(注)2	19,590	19,955	365
負債計	19,590	19,955	365

(注)1. 長期未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	2021年12月31日
敷金及び保証金	35,620

(注) 敷金及び保証金のうち一般取引に係る一部のもの等は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難であるため「(1) 敷金及び保証金」に含めておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	44,920	44,744	175
(2) 長期未収入金	147,591		
貸倒引当金(注)1	147,591		
	-	-	-
資産計	44,920	44,744	175
長期借入金(注)2	14,790	14,978	188
負債計	14,790	14,978	188

(注)1. 長期未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 「現金及び預金」、「売掛金」、「営業未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	242,618	-	-	-
売掛金	50,033	-	-	-
合計	292,651	-	-	-

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	123,034	-	-	-
売掛金	40,157	-	-	-
営業未収入金	16,833	-	-	-
合計	180,026	-	-	-

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,800	4,800	4,800	3,830	1,360	-

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,800	4,800	3,830	1,360	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	44,744	-	44,744
資産計	-	44,744	-	44,744
長期借入金	-	14,978	-	14,978
負債計	-	14,978	-	14,978

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当社の費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上原価	1,384千円	1,997千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	218千円	593千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
新株予約権戻入益	- 千円	5,610千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年 第1回 ストック・オプション	2018年 第3回 ストック・オプション	2020年 第6回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月17日	2018年3月14日	2020年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 19名 当社子会社従業員 20名	当社従業員 43名 当社子会社従業員 19名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 660,600株	普通株式 97,700株	普通株式 558,700株
付与日	2014年6月23日	2018年4月2日	2020年7月2日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年6月1日 至 2024年5月27日	自 2020年4月2日 至 2022年4月1日	自 2020年7月2日 至 2027年7月1日

	2020年 第7回 ストック・オプション	2022年 第8回 ストック・オプション	2022年 第9回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月17日	2022年3月29日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名	当社従業員 32名	当社取締役 3名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 41,300株	普通株式 80,000株	普通株式 630,000株
付与日	2020年7月2日	2022年4月18日	2022年7月19日
権利確定条件	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年7月2日 至 2025年7月1日	自 2024年4月16日 至 2027年4月15日	自 2022年7月19日 至 2027年7月18日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、第1回ストック・オプションにつきましては、2015年7月28日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月17日	2018年3月14日	2020年6月17日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	558,700
付与	-	-	-
失効	-	-	300,800
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	257,900
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,000	16,900	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	16,900	-
未行使残	6,000	-	-

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月17日	2022年3月29日	2022年6月30日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	37,000	-	-
付与	-	80,000	630,000
失効	-	-	-
権利確定	37,000	-	-
未確定残	-	80,000	630,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	37,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	37,000	-	-

(注)第1回ストック・オプションにつきましては、2015年7月28日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月17日	2018年3月14日	2020年6月17日
権利行使価額(注)(円)	250.00	411.00	212.00
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	243.00	5.00

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月17日	2022年3月29日	2022年6月30日
権利行使価額(注)(円)	278.00	147.00	181.00
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	92.00	58.00	1.00

(注)第1回ストック・オプションにつきましては、2015年7月28日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の権利行使価額に換算して記載しております。

## 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
固定資産償却超過額	8,290千円	10,161千円
貸倒引当金	48,684 "	45,268 "
棚卸資産評価損	- "	7,194 "
新株予約権	2,236 "	1,114 "
繰越欠損金(注)2	415,436 "	453,131 "
その他	892 "	2,851 "
繰延税金資産 小計	475,542千円	519,722千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	415,436 "	453,131 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	60,105 "	66,590 "
評価性引当額 小計(注)1	475,542千円	519,722千円
繰延税金資産 合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

(注)1. 評価性引当額が44,179千円増加しております。この増加の主な内容は、当連結会計年度において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金が37,694千円増加したことによるものです。



2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	-	1,115	10,829	17,439	103,004	283,048	415,436
評価性引当額	-	1,115	10,829	17,439	103,004	283,048	415,436
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	1,115	10,800	15,116	94,420	43,829	287,849	453,131
評価性引当額	1,115	10,800	15,116	94,420	43,829	287,849	453,131
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2021年12月31日)

税金等調整前当期純損失( )が計上されているため記載しておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

税金等調整前当期純損失( )が計上されているため記載しておりません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社等における建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～10年と見積もっております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
期首残高	320千円	- 千円
資産除去債務履行による減少額	320 "	- "
期末残高	- 千円	- 千円

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社は、土地の不動産賃貸借契約に基づき、退去時の原状回復に掛かる債務等を有しておりますが、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記情報(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記情報(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、iPhoneを中心としたスマートフォン関連のアプリ及びグッズ等のレビューサイトによる広告事業等を行う「メディア事業」、実店舗を運営しコンテンツ・IPとコラボレーションを行う「ストア事業」、Beaconを用いてライブイベントに物販DXサービスを提供する「DXソリューション事業」をセグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの売上高及び利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、各事業セグメントの売上高及びセグメント利益又は損失に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	メディア 事業	ストア事業	DXソリュー ション事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	288,937	30,772	22,400	342,110	-	342,110	-	342,110
セグメント間の内部 売上高又は振替高	949	-	-	949	-	949	949	-
計	289,886	30,772	22,400	343,059	-	343,059	949	342,110
セグメント損失( )	172,311	21,190	1,069	194,571	-	194,571	-	194,571
セグメント資産	390,515	39,501	55,423	485,440	-	485,440	70,854	414,586
その他の項目								
減価償却費	1,333	788	287	2,409	-	2,409	-	2,409
減損損失	15,121	-	-	15,121	-	15,121	-	15,121
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	23,187	11,825	-	35,012	-	35,012	-	35,012

(注)1.セグメント資産の調整額 70,854千円は、セグメント間の債権債務消去であります。

2.セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	メディア 事業	ストア事業	DXソリュー ション事業	計				
売上高								
顧客との契約から生じ る収益	225,823	115,542	47,330	388,695	-	388,695	-	388,695
外部顧客への売上高	225,823	115,542	47,330	388,695	-	388,695	-	388,695
セグメント間の内部 売上高又は振替高	65,800	-	6,022	71,823	-	71,823	71,823	-
計	291,623	115,542	53,353	460,518	-	460,518	71,823	388,695
セグメント損失( )	177,408	73,495	26,114	277,018	-	277,018	-	277,018
セグメント資産	330,624	46,001	103,022	479,648	-	479,648	202,906	276,741
その他の項目								
減価償却費	3,410	2,390	-	5,800	-	5,800	-	5,800
減損損失	3,276	10,341	-	13,618	-	13,618	-	13,618
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,183	870	-	2,054	-	2,054	-	2,054

(注)1.セグメント資産の調整額 202,906千円は、セグメント間の債権債務消去であります。

2.セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

## 4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、従来「その他」に含めておりました連結子会社1社(3bitter株式会社)について、重要性が増したため、「DXソリューション事業」に区分しております。

なお、前連結会計年度の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」は、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	79,050	メディア事業
グーグル合同会社	68,376	メディア事業

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	28,550	メディア事業
グーグル合同会社	56,080	メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	メディア事業	ストア事業	DXソリューション事業	計		
当期償却額	245	-	7,347	7,593	-	7,593
当期末残高	983	-	25,715	26,699	-	26,699

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	メディア事業	ストア事業	DXソリューション事業	計		
当期償却額	245	-	7,347	7,593	-	7,593
当期末残高	737	-	18,368	19,106	-	19,106

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	41.47円	16.74円
1株当たり当期純損失( )	23.73円	35.96円

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失 ( )(千円)	186,246	288,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失( )(千円)	186,246	288,898
普通株式の期中平均株式数(株)	7,847,857	8,033,411

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	4,800	4,800	1.59	-
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く)	14,790	9,990	1.81	2024年1月～ 2026年12月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	19,590	14,790	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,800	3,830	1,360	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	77,021	178,765	294,908	388,695
税金等調整前四半期(当期)純損失( ) (千円)	46,275	99,836	152,010	288,178
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失( ) (千円)	46,443	100,171	152,512	288,898
1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	5.92	12.76	19.32	35.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失( ) (円)	5.92	6.85	6.56	16.14



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	223,199	59,699
売掛金	1 34,543	1 25,052
短期貸付金	-	1 40,000
営業未収入金	1 1,348	1 74,389
その他	1 21,269	1 26,309
流動資産合計	280,361	225,450
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,503	0
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	-	0
有形固定資産合計	5,503	0
無形固定資産		
のれん	983	737
無形固定資産合計	983	737
投資その他の資産		
関係会社株式	16,502	11,502
長期貸付金	1 66,000	1 66,000
敷金及び保証金	36,620	36,960
長期未収入金	2 146,457	2 145,262
その他	1,047	1,475
貸倒引当金	2 146,457	2 145,262
投資その他の資産合計	120,169	115,937
固定資産合計	126,656	116,675
資産合計	407,017	342,126

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	15,326	18,106
未払金	1 5,714	1 6,271
未払法人税等	289	5,549
未払費用	22,941	25,232
その他	4,402	7,769
流動負債合計	48,674	62,929
負債合計	48,674	62,929
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	152,449
資本剰余金		
資本準備金	287,198	339,647
その他資本剰余金	416,320	416,320
資本剰余金合計	703,519	755,968
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	454,054	636,807
利益剰余金合計	454,054	636,807
自己株式	574	574
株主資本合計	348,890	271,035
新株予約権	9,453	8,161
純資産合計	358,343	279,197
負債純資産合計	407,017	342,126

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1 282,413	1 291,623
売上原価	1 244,069	1 271,164
売上総利益	38,344	20,459
販売費及び一般管理費	1, 2 209,767	1, 2 197,867
営業損失( )	171,423	177,408
営業外収益		
物品売却益	31	-
受取利息	1 370	1 831
受取配当金	3	3
受取手数料	940	-
貸倒引当金戻入額	1,510	1,195
雑収入	15	23
営業外収益合計	2,871	2,052
営業外費用		
支払利息	3	-
支払手数料	1,660	4,200
雑損失	20	-
営業外費用合計	1,684	4,200
経常損失( )	170,235	179,556
特別利益		
新株予約権戻入益	-	5,610
固定資産売却益	24,000	-
特別利益合計	24,000	5,610
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	912	-
減損損失	15,121	3,276
関係会社株式評価損	-	4,999
特別損失合計	16,034	8,276
税引前当期純損失( )	162,269	182,222
法人税、住民税及び事業税	293	530
法人税等合計	293	530
当期純損失( )	162,562	182,752

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(メディア事業原価)					
労務費	1	107,757	44.2	139,812	51.6
経費		136,311	55.8	131,351	48.4
当期メディア事業費用		244,069	100.0	271,164	100.0
期首商品棚卸高		-		-	
当期商品仕入高		-		-	
合計		244,069		271,164	
期末商品棚卸高		-		-	
他勘定振替高		-		-	
メディア事業原価計		244,069		271,164	
売上原価		244,069		271,164	

1 経費のうち主なものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
支払報酬	94,762千円	83,749千円

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	287,298	287,198	229,021	516,220	291,491	291,491	574	511,453	
当期変動額									
新株の発行(新株予約 権の行使)								-	
当期純損失( )					162,562	162,562		162,562	
減資	187,298		187,298	187,298				-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	187,298	-	187,298	187,298	162,562	162,562	-	162,562	
当期末残高	100,000	287,198	416,320	703,519	454,054	454,054	574	348,890	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,850	519,303
当期変動額		
新株の発行(新株予約 権の行使)		-
当期純損失( )		162,562
減資		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,603	1,603
当期変動額合計	1,603	160,959
当期末残高	9,453	358,343

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	287,198	416,320	703,519	454,054	454,054	574	348,890
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)	52,449	52,449		52,449				104,898
当期純損失( )					182,752	182,752		182,752
減資								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	52,449	52,449	-	52,449	182,752	182,752	-	77,854
当期末残高	152,449	339,647	416,320	755,968	636,807	636,807	574	271,035

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,453	358,343
当期変動額		
新株の発行(新株予約 権の行使)		104,898
当期純損失( )		182,752
減資		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,291	1,291
当期変動額合計	1,291	79,146
当期末残高	8,161	279,197

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として、定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
関係会社株式	16,502千円	11,502千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、一部の関係会社株式についてはのれん相当額を含むため純資産に比べて高い価額で取得しております。関係会社株式の評価については、実質価額が取得価額に比べ著しく低下したと認められる場合、投資先の事業計画等により回復可能性を検討したうえで、1株当たり純資産額に所有株式数を乗じた金額まで評価損を計上することとしております。また、将来、投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従ってお

りますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「営業未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

これらの結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「その他」22,617千円は、「営業未収入金」1,348千円、「その他」21,269千円として組み替えております。



(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	4,486千円	129,390千円
短期金銭債務	92 "	22 "
長期金銭債権	66,000 "	66,000 "

2 元取締役及び元従業員による不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期未収入金	146,457千円	143,408千円
貸倒引当金	146,457 "	143,408 "

3 保証債務

次の関係会社の金融機関等からの借入金に対して、保証債務を行っております。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
3bitter株式会社	19,590千円	14,790千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	949千円	65,800千円
営業取引以外の取引高	366 "	829 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	68,967千円	59,361千円
給料及び手当	44,392 "	46,818 "
業務委託費	9,826 "	3,609 "
支払手数料	36,501 "	31,202 "
おおよその割合		
販売費	0.2%	0.1%
一般管理費	99.8%	99.9%

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 16,502千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 11,502千円)は、市場価格のない株式等と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
固定資産償却超過額	8,290千円	6,965千円
貸倒引当金	48,684 "	44,486 "
新株予約権	2,236 "	1,114 "
繰越欠損金	368,295 "	387,202 "
その他	892 "	4,034 "
繰延税金資産 小計	428,400千円	443,804千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	368,295 "	387,202 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	60,105 "	56,602 "
評価性引当額 小計	428,400千円	443,804千円
繰延税金資産 合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2021年12月31日)

税引前当期純損失( )が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

税引前当期純損失( )が計上されているため、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、2023年4月1日(予定)を効力発生日として当社の連結子会社であるテーマ株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約書を締結いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	テーマ株式会社
事業の内容	商品の販売

合併の日程

取締役会決議	2023年2月14日
契約締結日	2023年2月14日
株主総会決議	2023年3月29日
合併予定日(効力発生日)	2023年4月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、テーマ株式会社は解散します。

結合後企業の名称

AppBank株式会社

企業結合に係る割当ての内容

当社による完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当てはありません。

その他取引の概要に関する事項

経営の迅速化・管理コストの効率化の観点から、当社に吸収合併をおこない、事業基盤の強化をめざすものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物及び構築物	5,503	-	-	5,503 (2,201)	0	16,982
車両運搬具	0	-	-	- (-)	0	318
工具、器具及び備品	-	1,183	-	1,183 (1,075)	0	13,618
有形固定資産計	5,503	1,183	-	6,687 (3,276)	0	30,919
無形固定資産						
のれん	983	-	-	245 (-)	737	-
無形固定資産計	983	-	-	245 (-)	737	-

(注) 「当期償却額」の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。また、減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	146,457	-	1,195	145,262

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 (ホームページアドレス <a href="http://www.appbank.co.jp">http://www.appbank.co.jp</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月30日 関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月30日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び四半期報告書の確認書

第11期 第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月16日 関東財務局長に提出

第11期 第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月15日 関東財務局長に提出

第11期 第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日 関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2

（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2022年3月30日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2

（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書

2022年6月30日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4

（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2023年2月28日 関東財務局長に提出

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2

（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書

2022年7月19日 関東財務局長に提出

#### (6) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

第三者割当による新株予約権証券の発行に伴う有価証券届出書

2022年6月30日 関東財務局長に提出

#### (7) 訂正有価証券届出書（組込方式）

第三者割当による新株予約権証券の発行に伴う訂正有価証券届出書

2022年7月19日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月29日

A p p B a n k 株式会社  
取締役会御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 谷 田 修 一

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 片 岡 嘉 徳

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA p p B a n k 株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A p p B a n k 株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度において、7期連続して営業損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>しかしながら、経営者は、事業収益の改善や営業費用の適正化を中心とした対応策の実行により当該事象の解消が可能であり、また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は123,034千円であることから、当面の事業資金を確保している状況であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>重要な疑義を解消するための対応策は経営者の判断及び実行のための意思及び能力を伴うものであり、資金繰りの前提となる将来の事業計画には不確実性が伴い、経営者による重要な判断が含まれる。</p> <p>そのため、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者への質問により、会社の策定した対応策の効果及び実行可能性について検討した。</li> <li>・ 会社の期末日後1年間の対応策について取締役会により承認された事業計画及び資金計画との整合性を確かめた。</li> <li>・ 過年度の事業計画及び資金計画と実績との差異分析により、事業計画及び資金計画の信頼性を検討した。</li> <li>・ 事業計画及び資金計画の検討に基づき、期末日後1年間に於いて事業の継続に十分な資金を確保できているかについて検討した。特に資金計画については、期末日後に実現した事象について入金等を確かめるとともに、検討されている資金調達に関し関係者に質問を行い、その実行可能性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、AppBank株式会社の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、AppBank株式会社が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年 3月29日

A p p B a n k 株式会社  
取締役会 御中UHY東京監査法人  
東京都品川区指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA p p B a n k 株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A p p B a n k 株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。